

警察監獄學會雜誌

版 第 壹 號

目 錄

論 說

- 清浦警保局長談話 其一
警察對令ヲ視論ス 久米 金彌
- 濟貧警察論
刑の執行の原則は 八木秀太郎
- 警察監獄學會雜誌ノ
發刊ヲ祝ス 警保局出仕小川滋二郎
- 長野縣書記官小野田元照
- 行幸等の際御道筋
取締方ヲ就テ 萬國監獄博覽會の出品
- 金世界新聞雜誌の總數
出獄人保護會の出品
- 萬國監獄博覽會の出品
製造所採取の條例
- 巡査所採取の條例
看守の省員勤書
- 看守の省員勤書
決闘の圖を歐洲諸國の法令
- 決闘の圖を歐洲諸國の法令
人力車夫の減少
- 新新聞紙送中差押の注意
獄務教員の見世物
- 獄務教員の見世物
飲食切手の禁止
- 巡査切手の改正
警察教師ヘ一ン氏

雜 錄

- 高架鐵道の利害ヲ就テ
監視ト特別監視ノ區別
- 監視ト特別監視ノ區別
歩道車馬道の區別
- 歩道車馬道の區別
仮出獄ノ利用
- 英國警察法沿革
メルボルン監獄吏員服務規程
- 警察ノ消極積極の區別
あるは如何
- 巡査駐在所制度ノ利弊及
其弊害ヲ防止スルノ方策
- 歐米諸國ニ於ケル出獄人
保護會社ノ組織ヲ問フ
- 假出獄ノ要件ヲ問フ 東京 竹助道人
- 高利貸を掃蕩スヘシ 采田山人
- 全國警察及戶數人口統計
全國監獄及在監人員統計
- 議會並議員保護法ノ解
警察巡閱規則ノ解
- 法令註解

警察監獄學會發兌

謝 告

○本誌記載ノ項目並定價送金ノ手續等左ニ廣告ス
○論説○雜報○内外通信○雜錄○批評○翻譯○問
答○寄書○統計○法令伺指令

但紙數限リアルヲ以テ每號各科目ヲ悉皆掲載
シ難キコアルヘシ

○紙數大約六十頁以上○行數十六行若クハ廿一行
○詰字二段四十六字○毎月廿五日發兌

○一部金六錢○本會講義錄金三錢○本會講義錄無
代價○遞送料一部金五厘讀者自辨

○廣告料一行廿三字詰十一行以上金八錢

○本誌ノ代價ハ正貨又ハ郵便爲換券(爲換不便ノ
地ニ限リ五厘郵券一部)ノ付但爲換ハ東京四谷郵便支局へ振

込アルヘシ又本會會員ニシテ講義錄代價ト俱ニ送
金セラル、其ハ其内譯書ヲ添付セラレタシ○本會

々員ニシテ本別一科修業員其他會員外何人ヲ問ハ
ズ雜誌購讀ノ諸君ハ一冊若クハ數冊分ノ前金相添

本會へ申込アルヘシ○本誌ハ當分店鋪ニ於テ販賣
不致且會員並申込ヲ受クルノ外餘分ニ印刷セサル

ヲ以テ臨時ノ要求ハ應シ得サルコアルヘシ○本誌
ハ前金領収ノ上ニ非サレハ一切發送セズ

○豫約ニ係カル本科第一集ヨリ第五集
別科

ニ至ル合本ノ義ハ已ニ印刷ニ付シ置候
得共何分大部數ニ付容易ニ出來不致加
之新刊雜誌ノ印刷ト突キ合ヒ意外ノ遷
延ニ涉リ新入會ノ諸君ヨリ嚴シク督責
ヲ蒙リ何共申譯無之不堪恐縮候就テハ
此上全部ノ完結ヲ待テ遞送致候テハ遷
延ノ上ニ遷延ヲ重ヌルニ至ルヲ以テ豫
約ノ主意ニ背クノミナラス本會經濟上
甚困難ニハ有之候得共印刷仕揚リ次第
一號毎トニ表紙ヲ付シ號數ノ順序ニ拘
ハラス漸次送本ノ付改メ御申込ノ順
次ニ隨ヒ全部ヲ十二月中ニ遞送可致新
入會員諸君宜シク此意ヲ了セラレ遷延
ノ罪ヲ海容セラレンコトヲ祈ル

ハ前金領収ノ上ニ非サレハ一切發還セム

ノ罪ヲ海容セラレシテテ祈ル

本會ノ事業擴張ノ爲メ是迄刊行致來候警察監獄學本科別科講義錄ノ外更ニ之ニ關スル一雜誌ヲ發行シ警察監獄兩衙ノ機關ニ供シ併セテ本會會員諸君ヲ利スルノ目的ヲ以テ本別二科兼修員ニハ無代價本別ノ内一科修業員ニハ半價ヲ以テ配付可致旨曾テ廣告致置候處漸ク準備整頓シ茲ニ第一號ヲ發兌スルニ至レリ就テハ職ヲ警察及監獄ニ奉マラシ又ハ關係ヲ有セラル、諸君ニハ汎ク贊助ヲ得テ兩官ノ爲メ聊カ裨益スル所アラント欲スルノ精神抑止シ難ク今日迄御購讀ノ貴報ニ接スルト接セサルトニ係ハラス全体會員並ニ警察監獄ノ衝ニ立セラレ候諸官即チ警視警部長典獄警察本部各課長巡查教習所長警察署長外勤部長分署長各監獄上官及憲兵將校下副官殿其他本會ノ趣旨ヲ贊助セラル、警部警部補監獄書記看守長看守副長貴下等全國洩ラス所ナク御送本仕候間希クハ御購讀被成下度且本會微意ノ存スル所ヲ御同僚若クハ御配下各位へ御傳へ被下講義錄並ニ雜誌共一層汎ク蒙御購讀度尙ホ第二號以下印刷部數ノ都合モ有之無代價配付スヘキ本會二科兼修員ヲ除キ是迄御申込無之向ハ至急御採用ノ部數御垂示被下度此段不堪懇願候散白

警察監獄學會

主管 磯村松元

會員募集廣告

本會講義錄既刊ノ分欠本多ク入會申込アルモ不得止謝絶致居候處今回本科別科第一集ヨリ第五集迄各五千部誤字ヲ正シ致再版且入會員ノ便利ヲ圖リ製本表紙代ヲ省キ尙印刷實費ヲ以今回ニ限り左ノ價額ヲ以送本スヘシ入會希望ノ諸君ハ印刷部數ニ限りアルヲ以此際速ニ本會へ申込アルヘシ但本文代價ニ限り御奉職ノ官衙若クハ上官會計係ノ御證明アルキハ之ヲ二ヶ月ニ分割シ送金セラル、モ妨ナシ

●本科自第一集五冊三十頁 金三十錢 遞送費金二錢五厘
至第五集十頁

●別科自第一集五冊三十頁 金三十錢 遞送費金二錢五厘
至第五集五十頁

●本科別科二冊金五十五錢 遞送費金五錢

○十冊以上纏メテ申込アルキハ遞送費ハ本會之ヲ辨スヘシ

●合本講義錄科日左ノ如シ ●本科○日本警察法○現行警察規則釋義○獨國警察法○塙國風俗警察一班○監獄原論○監獄學○佛國監獄法○改正監獄則註解○監獄論○警察ノ活動體○現行新聞紙條例註解 ●別科○現行刑法要論○製圖學○現行治罪法要論○政治學○英語學○法學通論○簿記法○速記法○看守及監獄傭人分掌例註解

警察監獄學會雜誌第一號

論 說

○清浦警保局長講談筆記

左ノ講話ハ警官練習所第二回募集ノ練習生ニ對シ
 清浦警保局長ノ演述セラレタルヲ練習生ニ於テ筆
 記シタルモノニ係ル職ニ警察ニ在ル者宜シク常ニ
 服膺セラレヘキ事項ノ一タルベシ今回局長ノ許可
 チ受ケ特ニ之ヲ本誌ニ載ス、其續稿ノ如キハ次號
 以下ニ於テ掲載スル所アルヘシ讀者之ヲ諒セヨ
 警察ノ學理及ヒ實務ハ獨逸國警察大尉ヘーン氏同曹
 長フィガセウスキー氏之レヲ講述シ刑法治罪法ハ判
 事井上操氏行政學及ヒ現行警察規則ハ文學士久米金
 彌氏各々其講義ヲ擔當ス練習生諸子ノ學科已ニ備矣
 ト謂フヘシ去レハ余ハ今諸子ノ爲メニ一科ノ學ヲ講

ゼントスルモ他ニ必要ノ學科アラサルナリ然ラハ則
 テ已マンカ一片ノ婆心亦已ムヘカラサルモノアリ仍
 テ自今月ニ一兩回公務ノ餘暇ヲ以テ諸子ト此敎場ニ
 相見ントス然レモ其講述スル所ハ隨考隨述ニシテ敢
 テ一定ノ科目ヲ置カス或ハ行政ニ或ハ司法ニ時ニ臨
 ミ機ニ投シテ講談ゼントス而カモ之レヲ要スルニ其
 講談ハ警察ノ範圍脈絡ヲ離ル、コナカルヘシ是レ豫
 シメ諸子ニ一言スル所ナリ今日ハ先ツ警察ノ大體ヲ
 演フヘシ

警察ハ國家行政ノ一部ナリ故ニ警察ノ目的及作用ハ
 必ス國家行政ト其方針ヲ同フシ專ラ國家行政ノ精
 神ヲ貫徹セシメ其目的ヲ達セシムルコト勉メサル可
 カラス國家ハ法律制度ヲ定メ人事ヲ發達スヘキ一般
 ノ因由ヲ振起スルヲ以テ其期望スル正鵠トス即チ國
 民一般若クハ各個人ノ幸福安寧ヲ増進スルヲ以テ目
 的トナスモノナリ其目的ヲ達ゼントスルニハ司法警

論 說

警察權トノ二大權ニ由ラサルヘカラス司法ハ以テ既生ノ妨害ヲ回復シ行政ハ以テ國民ノ安寧ヲ保護シ幸福ヲ増進スルニ在リ歐洲諸國ハ警察權頗ル廣大ナリ就中獨逸國ノ如キハ其範圍殊ニ擴張ヲ極ム爰ニ警察ノ管涉スヘキ大目ヲ舉レハ左ノ如シ

國務警察○保安警察○消防警察○水利河川及通航警察○救貧警察○道路警察○建築警察○農務警察○商務警察○衛生及醫事警察○獸疫警察○營業警察○風俗及秩序警察○教育（學校）警察○宗教警察○財務警察等ナリ

以上ハ其大綱領ニシテ其小節目ニ至テハ殆ント枚舉ニ遑アラズ實ニ警察ノ範圍廣大ニシテ殆ント其管理ニ屬セサルハナシ勿論建國ノ大脉ト國民ノ性質ニ依リ其權域ニ大小廣狹ノ差異ナキ能ハスト雖モ要スルニ警察ハ國家行政ノ一機關ヲササルハナキナリ

昔時ホースタン、エリー氏ハ司法警察ヲ目的トシテ

其爲スヘキヲ爲サシメ其爲スヘカラスルヲ爲サ、ラシムルノ威力ヲ有スルモノナリ然レ氏此職權ヲ行フニハ常ニ法律ノ範圍ヲ離レサルニ注意セサルヘカラス所謂公益ノ爲メニハ私益ヲ枉クルヲ得ルノ原則ニ基キ少數ノ抗拒ニヨリ多數ノ者正當ノ目的ヲ達スル能ハサル時ハ強制ヲ少數ニ施シ以テ多數ノ目的ヲ達セシメサルヘカラス何トナレハ少數ノ抗拒ニ因リ自然害ヲ公衆ニ波及スルヲ以テナリ然レ氏其害全ク一個人ニ止リ公衆ニ及ハサルコトハ警察強迫權ノ得テ干涉スヘキモノニアラス要スルニ警察官ニシテ事ヲ處スルニ當リ能ク眼ヲ公益ニ着シ意ヲ正理ニ注クトキハ所謂之ヲ左右ニ取テ其源ニ逢フノ理ニテ蓋シ其正鵠ヲ失スルコトナカルヘシ

警察官ハ法律ノ執行官ナレハ法律ヲ解釋スルニハ、モ精密ナラサルヘカラス法ヲ解スル者曰ク法ハ嚴所スヘシ融解スヘカラス若シ執法者ニシテ法ヲ融解シ

裁判上警察事業ノ必要ナルコトヲ約言セリ曰ク警察ハ裁判ノ一眼ナリトカイラー氏曰ク警察ナル者ハ政府ト人民トノ中間ニ介立シテ須臾モ闕クヘカラス最良圓滑ノ一機關ニシテ近ク取テ之ヲ例セハ警察ナ者ハ汽車ヲ鐵道ニ運轉セシムルノ鐵鎖ト同一コシテ寸時モ廢スルコト能ハサルモノナリ斯ノ如ク政府ト人民トノ中間ニ在テ緊要關クヘカラスルモノナレハ若シ世ニ警察法ノ設ケアラサルトキハ假令ヒ政府ニ於テ如何ナル良法ヲ設ケ如何ナル善政ヲ施サントスルモ又秩序能ク整齊シ行政機關能ク運轉スルモ終ニ充分ノ好結果ヲ生スルコト殆ント難カルヘシ社會ニ在テ警察ハ斯ノ如ク有益ニシテ片時モ廢スヘカラスハ、良器ナレハ無主義或ハ無學無智或ハ薄徳ノ人ニ警察ヲ任タルトキハ之レカ爲メ人民ハ壓抑セラレ政府竟ニ人民ノ怨府トナルニ至ルヘシ云々ト

警察官ハ其職權ヲ執行スル爲メニハ強制シテ人民ニタランニハ實ニ恐ルヘキ結果ヲ觀ルニ至ラント余ハ之ニ反シ法ハ融解スヘシ嚴解スヘカラスト思考ス余ノ所謂法ハ融解スヘシ嚴解スヘカラストハ法ヲ解スルニハ其法律ノ當初成立スル精神ニ遡リ又前後ノ脈絡ヲ察シテ見解ヲ下シ徒ニ文字ノ表面ニ拘泥セサルヲ謂フ彼ノ比附援引因テ以テ羅織スルノ謂ニハアラサルナリ假令ハ賭博犯處分規則ヲ行政處分ニ委セラレタルハ畢竟同則第二條ノ博徒ヲ招結シ或ハ兇器ヲ攜帶シテ四隣ニ橫行スルノ類即チ其元兇黨魁ヲ討スルノ精神ナレハ彼ノ村民輩秋祭等ノ節ニ會シ一時遊興ノ爲メ些少ノ金錢ヲ賭シテ戯レチ爲スカ如キハ必ラスシモ嚴ニ追捕スルヲ要セサルカ如キ是ナリ刑法第二百三十一條ニ官署ニ對シ文書又ハ言語ヲ以テ其屬籍身分氏名年齡職業ヲ詐稱シタル者云々トアリ然ルニ官署トアルヲ以テ官吏カ署外ニ於テ職務ヲ行フニ際シ其官吏ニ對シ屬籍等ヲ詐稱シタルハ第二百三

十一條ノ間フ所ニアラスト見解スルカ如キハ所謂嚴解ナリ官署ハ無形物ニシテ官吏ヲ以テ成立ツモノナレハ官吏ニ對シ屬籍等ヲ詐稱シタルハ即チ同條ニ依テ論スヘキモノナリ斯ノ如ク見解ヲ下スハ即チ融解ナリト思考ス

警察ハ時ト所ト人トニ因テ實地ノ處分或ハ寬或ハ嚴一張一弛ノ區別ナクンハアルヘカラス蓋一ニ施設シ膠柱琴ヲ鼓スルカ如キアラハ其處分ノ敏捷活潑ヲ見ルコト能ハサルヘシ英國ニ於テハ公衆ノ靜謐安寧秩序ヲ紊乱スルモノアルニ際シ法律ノ尊嚴ヲ維持スルニハ巡查一挺ノ手棍ヲ以テ能ク其效ヲ奏シ得ヘキモ獨逸國ニ於テハ晃々ノ白刃ヲ以テ之ヲ制スルニアラサレハ其目的ヲ達シ難シ是レ人民ノ氣象其度ヲ異ニスルヲ以テ然ルナリ或ル種ノ人民ニ向テハ痛ク強制ヲ用ヒサレハ治ムルコト能ハサルモノアリ或ル種ノ人民ハ寬ニ説諭ヲ加フレハ立ロニ服従スルモノアリ

キ(例セハ富且貴キ者カ帽ヲ脱セス懷口手ノ儘ニテ某貴顯ノ邸宅所在地ヲ問ヘハ溫顔和言之ヲ指示シ時ニヨリテハ一二丁モ之ヲ誘導シ土方人足體ノ者カ鉢卷ヲ取り腰ヲ低クシテ某當地ヲ問ヘハ峻容嚴聲顯ヲ以テ之ヲ示スノ類)ハ余ノ所謂氣象ノ強弱風習ノ善惡ニ依テ其處分ヲ異ニスルモノニシテ大ニ警察職權ノ公平ヲ失フモノナリ畢竟警察官ハ人民ノ保護役ナレハ勉メテ傲慢ヲ避ケ懇切温和ヲ主トスヘシ

警察ノ處分ハ機ニ臨ミ變ニ應シ圓妙敏活ナルヲ要ス今演説場監臨ノ場合ニ就キ老練ナル外國警察官カ實地處分スル一例ヲ舉テ之ヲ示サンニ辨士壇ニ登リ政治ヲ講談ス論シテ治安妨害ノ點ニ至ルモ場合ニヨリ警察官ハ直ニ中止解散ヲ爲サス辨士ニ告ケテ曰ク今演セラレタル某點ハ其趣旨ヲ分明ニ聽取スルヲ得サリシ仍ホ一應演セラレタシト爰ニ於テ辨士ハ忽チ忌諱ニ觸レタリト悟リ較ヤ説ヲ平穩ナル點ニ向ケ度

然ラハ則チ氣象ノ強弱風習ノ善惡ニ依テ其處分ヲ異ニスヘキヲ寔ニ明カナリ但余カ氣象ノ強弱風習ノ善惡ニ依テ其處分ヲ異ニスヘシト云フ所以ノモノハ貴賤貧富ニ因テ取扱ノ差等ヲナスヘシト云フノ意ニハアラス警察官タル者ハ貴賤貧富ノ區別ナク平等均一ニ之ヲ取扱ハサルヘカラス身ニ盛服ヲ着ケ頭ニ高帽ヲ戴キ鬚髯純然タル人モ身ニ襤褸ヲ纏ヒ頭ニ菅笠ヲ冠リ形容枯槁セル者モ均シク全一ノ國民ニシテ其ニ法律ヲ遵守スヘキノ義務アルモノナレハ若シ社會ニ對シ公害ヲナサントスルカ如キ行爲アルニ於テハ其人ノ何タルニ拘ハラズ法ニ從テ相當ノ處分ヲ爲サ、ルヘカラス事茲ニ出テス其富且貴キ者ニ對シテハ幾分カ遠慮假借ヲ加ヘ其貧且賤キ者ニ對シテハ濕薪ヲ束ヌルカ如ク嚴ニ之ヲ糾治スルカ如キアラハ能ク其職務ヲ盡シタリト謂フヘカラス又甲ニ對シテハ寬宥懇切ニシテ乙ニ對シテハ傲慢不遜ノ言行ヲナスカ如

說ス警察官ハ辨士カ聽衆ニ向ヒ前説ヲ改メタルモノトナシ然ラハ宜シトノ語ヲ以テ解散セサルコトアリ亦以テ其用意ノ圓妙ナルヲ觀ルヘシ

警察官ハ眼最モ透明ナラサルヘカラス而シテ其最透明中幾分ノ暗點ヲ藏スヘシ耳最モ聰敏ナラサルヘカラス而シテ其最聰敏中幾分ノ聾處ヲ挾マサルヘカラス之ヲ反語スレハ見テ見サルカ如クシ聞テ聞カサルカ如クスヘシ又其意ヲ注ク所ハ細大漏ス所ナキヲ要ス警官ニシテ能ク意ヲ注カスンハ法律ヲ侵スモノアルモ之ヲ防クモノナク規則ノ守ルヘキヲ守ラサルモノアルモ之ヲ制スルナキヲ以テ法律規則ハ遂ニ徒法ニ歸スルニ至ラン法ヲシテ徒法ニ歸セシムルニ至レハ警察官ハ法律ノ不忠臣ト謂ハサルヲ得ス

○警察司令ヲ汎論ス

文學士 久米金彌

警察司令トハ警察權ヲ施行スル官廳、一定ノ事項ヲ

論 說

其管轄内ノ人民ニ命令若クハ禁止ノ刑罰ヲ以テ執行スル所ノ布令ナリトス而シテ其刑罰ヲ稱シテ警察刑ト云ヒ其命令禁止ニ違背スル所行ヲ名ケテ違警罪ト云フ夫レ斯ノ如ク警察罰令ナルモノハ一定ノ事項ヲ

人民ニ命令禁止シ其之ヲ執行スルハ實ニ刑罰ノ力ヲ以テス故ニ事實ノ上ヨリ一警シ去ルトキハ彼ノ法章ト此警察罰令トハ幾ント其間ニ差異ナキヲ見ル唯其形式ニ於テ同シカラサル所アルノミ蓋シ立憲國ノ制大凡法章ヲ發スルニハ必ラス先ツ國會ノ承諾ヲ經ルヲ例トス而シテ其命令ニシテ君主ノ專斷ニ出ツルモノハ特ニ布令ノ名稱ヲ付シ以テ法章ト區別ス但シ君主カ國家ノ承諾ヲ俟タス其專斷ヲ以テ布令ヲ發セシニハ能ク憲法ノ制限ニ遵ヒ既定ノ様式及順序ヲ履行スヘキコト素ヨリ論ヲ俟タス而ルニ此布令ノ中ニハ或ハ一般人民ニ對シテ必行ノ力ヲ有シ其效果毫モ法

章ニ異ナラサルモノアリト云フ然レバ亦ニ對シテ其警察權ヲ施行スル官廳ニ於テハ當仁發布ノ權ヲ以テスルハ勢ヒ止ムヲ得サルニ出ツルモノナリ況ンヤ通常法律ヲ制定發布スルニ當リテヤ其間頗ル時日ヲ費シ事徒ラニ纏禮ノ纏牽スル所ト爲リ遅々緩澹ニ流レ爲メニ時迫リ事急ナル燃眉ノ需メニ應スヘカラサルモノアルニ於テチヤ蓋シ君主國ニ在リテハ大凡ツ布令ヲ發スルノ權ハ一ニ君主ノ掌握スル所ナリ然レバ國君ノ此權ヲ行フヤ必ラスシモ之ヲ親カラスルヲ要セス上下ノ官廳高卑ノ官吏ニ托シテ此權ヲ行ハシムルヲ得ルハ勿論ノコトニシテ所謂分任ナルモノ即チ是ナリ

法ナケレハ刑ナシ法律ニ依據セサルノ刑罰ハ之ヲ科スヘカラストノ原則ハ今や開明諸國ノ是認スル所ト爲リ或ハ憲法ニ或ハ刑法ニ之レヲ特書明記スルモノ比々相臨ム是故ニ當該官憲ハ唯法律ヲ以テ委任セラレタル場合ニアラサル限ハ警察罰令ヲ發スルヲ得サ

行務ノ上ニ於テ率由スヘキ訓則タルコトアリ是ヲ以テ布令ハ之ヲ大別シテ法章的布令ト行政的布令ノ二種トナスノ要アリ而シテ警察罰令ハ正サニ法章的布令ニ屬ス

抑モ警察ノ管知スヘキ事項ハ千緒万端モ密ナラサレハ一般ノ法律ヲ以テ之レヲ畫一ニスルハ爲シ難キ所ナリ或ハ其適用一地方ニ限リテ全ク他ノ地方ニ及ホスヘカラサルモノアリ或ハ一時ノ權宜ニ出テ永劫ヲ期スヘカラサルモノアリ或ハ未タ法律ヲ以テ規定セサルモノアリ今悉ク之レヲ條列枚舉スルニ違アラスト雖凡ソ此數者ハ警察ノ制度ニ於テ實ニ吾人ノ避ケント欲シテ尙ホ避クルコト能ハサルノ一事タリ是ニ於テカ警察刑法ハ普通刑法ニ於ケルカ如ク全國ヲ通シテ遍ク一樣均齊ナラサルノミナラス實ニ一樣均齊ナルコト能ハサルカ故ニ必ラスヤ其時其處ニ隨ヒ以テ其宜シキヲ制セサルヘカラス然ラハ則ルコト寔ニ親易キノ理ナリ此委托ノ法律ニハ或ハ汎

ク官廳ニ此權ヲ與フルモノアリ或ハ一事一件ニ就キ各別ニ法章ヲ以テ此權ヲ委任スルアリ何レノ場合ニ於テモ警察罰令ノ發布ハ法律上ノ委任ヲ要スルコト亦疑フヘクモアラサルナリ乃チ左ノ原則アルハ必竟茲ニ述フル所ノ理由アルヲ以テナリ
行政官ハ法章ヲ以テ明許シタル場合ニアラサレハ警察刑ヲ以テ命令禁止ヲナスコトヲ得ス
然リ而シテ此委任ヲナスニ當リ注意スヘキノ要點三アリ左ノ如シ

- 第一 警察罰令設定ノ權ヲ委任スヘキ官廳
- 第二 警察官廳ノ權ハ單ニ命令禁止ヲ設定スルニ止マルカ又ハ刑罰ヲ科スル權ヲモ併セ有スヘキヤ否ヤ
- 第三 警察官廳ハ其管掌スル事件ニ就キテハ汎ク該罰令ヲ發スルヲ得ヘキカ又ハ明ニ法律ヲ以テ

論 說

指定シタル場合若クハ事項ニ限り此令ヲ發スルヲ得ヘキヤ否ヤ

依ツテ先ツ此三者ニ就キテ略論スル所アラソ

第一 警察罰令設定ノ權ハ如何ナル官廳ニ委託スヘキカ抑モ此問題ニ對スル解答ハ一ニ行政全體ノ組織殊ニ中央集權地ノ關係如何ニ由ル而シテ此組織關係ハ國、各其制ヲ異ニスルヲ以テ未ダ一定ノ確答ヲ爲ス能ハサルモノアリ然レトモ之レヲ概言スルトキハ抑モ警察上ノ事ハ必ラス其時其處ノ宜シキニ從ハサルヘカラサルコト前段既ニ述フルカ如クナルヲ以テ警察罰令設定ノ權ハ務メテ之レヲ下班ノ官廳ニ委任スルヲ可トス其故他ナシ能ク其時其處ノ需要ヲ察知スルハ常ニ其局ニ當リ其事ニ接スル所ノ官廳ニ若クモノナク又官廳ノ組織ニ於テ其班列隨ツテ卑クケレハ隨ツテ能ク事ノ實際ニ直接スルモノナレハナリ然レモ下班ノ官廳ニ此權ヲ一任シタルハ亦危險ノ處ナリ罰令權ヲ併有セシムル場合ニ於テハ當該官廳ノ權限一定ノ範圍内ニ於テ違犯者ニ刑罰ヲ科スルヲ得セシム但其範圍ノ如何ハ豫メ法律ノ規定アルヲ要ス

第三 警察官廳ハ其職掌内ニ於テハ其事項ノ何タルヲ問ハス汎ク罰令ヲ發スルヲ得ルカ又ハ法律ヲ以テ明定シタル場合若クハ事項ニ限り此令ヲ發スルヲ得ヘキカ爰ニ歐洲ノ法制ヲ按スルニ此疑問ニ對スル解答トシテ二個ノ主義アルヲ見ル而シテ此兩主義ハ其相同シカラサル殆ト表裏ノ別アリテ全然其旨意ヲ異ニセリ即チ其一ハ佛蘭西ノ制ニシテ該國刑法(第四百七十一條第十五項ニ法律ニ從ヒ行政官署ノ設ケタル規則ニ違犯シタル者並ニ千七百九十年八月十六日決定二十四日宣令ノ法律第十一卷第三條第四條及ビ千七百九十一年七月十九日決定二十二日宣令ノ法律第一卷第四十六條ニ據リ邑ノ官署ヨリ公布シタル規則又ハ命令ニ從ハサル者トアリテ此等ノ違犯者ハ一

キ能ハス且ツ行政ナルモノハ一義貫通ヲ要スルコト敢テ爾餘ノ國務ニ於ケルト異ナラサルハ辨チ候ダス故ニ下班廳ニ委任スルニ警察罰令設定ノ權ヲ以テスルニ於テハ其上班ニ位スル所ノ官廳ハ宜シク自カラ之レヲ監督シ以テ其實施ノ狀ヲ觀察スヘキナリ顧ミテ現今各國ノ制ヲ按スルニ警察罰令ヲ發スルノ權ハ獨リ之レヲ中央政府ノミニ委セス尙ホ降りテ州縣郡邑等ノ下班官廳ニ分任シ其監視ハ之レヲ上班官廳ニ司ラシムルヲ例トス此監視ノ事ニ就テハ猶ホ一二言ヲ費スノ後チ此ニ論及スヘシ

第二 本項ニ掲ケタル命令禁止ヲ設定スルノ權ヲ名ケテ立則權ト云ヒ刑罰ヲ科スルノ權ヲ稱シテ加罰權ト云フ而シテ若シ當該官署ニ於テ有スル所ノ權、單ニ此立則權ニ止マル場合ニ在リテハ法章中既ニ己ニ違犯者ニ科スヘキ刑ノ規定アルアリテ事ニ臨ミ缺クル所ナカラシムルモノトシテ相反シテ立則、加罰、フランク以上五「フランク」以下ノ罰金ニ處セラルハ所謂立則權ノミチ官廳ニ委シ且ツ其交渉スヘキ事項ハ特ニ之ヲ法章ニ明記セリ而シテ獨逸南部諸州亦此主義ヲ採レリ蓋シ是等諸國ニハ浩瀚ナル警察刑法ノ編纂即チ警察刑法典ノ井井トシテ備ハレルアリテ殆ント漏ス所ナキニ由ルモノナリト云フ佛國ノ制ト全ク相表裏スルモノヲ字國ノ法トス字國ニ於テハ違犯者ニ科スヘキ刑ノ程度ハ豫メ法章ヲ以テ之ヲ確定シ而シテ官廳ニ與フルニ加罰權ヲ以テシ且ツ該官廳ヲシテ其管掌スル事件ニ就キテハ其事ノ何タルヲ問ハス總テ此罰令ヲ發スルヲ得セシム此法ハ爾餘ノ獨逸諸邦即チ「サクソン」「ヘッセン」等モ亦之レヲ採用セリ夫レ此ノ如ク官廳ニ與フルニ其管掌事件ニ就キテハ汎ク警察罰令發布ノ權ヲ以テスルニ當リテハ一ノ注意スヘキコトアリ即チ此ノ如キ場合ト雖モ尙ホ若干ノ制限アルコト是レナリ其所謂

論 說

ル制限トハ當該官廳公ケノ安寧秩序ヲ維持シ公ケノ
安固福祉ニ關スル危害ヲ排却スルノ目的ニ出ツルニ
アラサレハ其罰令ヲ發スルヲ得サルヲ云フ故ニ所謂
國家ノ翼育の事務ヲ行フニ方リテハ縱令其事務ハ該
官廳ノ管掌ニ屬スト雖モ之レカ爲メニハ未ダ此令ヲ
布クヲ得ス例ヘハ工商業ヲ獎勵シ農事ノ改良ヲ圖リ
又ハ租稅公費ノ徵收ヲ便ナラシムル爲メニハ此罰令
ヲ設クルコト能ハサルハ勿論ナリトス

警察罰令ハ法律ニ依據シタル委任アリテ後ヲ始メテ
行政官ノ發シ得ヘキモノタルヲ前既ニ述フルカ如ク
ナルヲ以テ警察罰令ノ効力ヲ有スルハ實ニ此委任ニ
基クコト亦明カナリ是故ニ警察罰令ヲシテ法律上ニ
於テ眞箇ノ効果ヲ保タシメンニハ須ラク其委任ノ旨
趣ト範圍トヲ嚴守シ敢テ苟クモ之ニ反リ之ヲ踰ユル
コトアルヘカラス若シ然ラスンハ其罰令ノ無効ニ歸

ス

其他此罰令ニシテ法律ニ背キ又ハ上班廳ノ法律ニ從
ヒ發布シタル所ノ警察罰令ト抵觸スルモノアルニ於
テハ是亦無効ニ歸セサルヲ得ス是レ行政官ノ布令ハ
以テ法章ヲ變更スルコト能ハス下班廳ノ布令ハ以テ
上班廳ノ布令ヲ破毀スルコト能ハサルヲ以テナリ即
チ此一事ハ左ノ原則ニ由リテ明カナリ
布令ハ法章ト抵觸スルヲ得ス又下班廳ノ布令ハ上
班官廳ノ布令ト抵觸スルヲ得ス
上記ノ條件ハ警察罰令ヲ發スルニ當リ必然履踐セサ
ルヘカラサル所ノモノト大然レモ警察罰令ヲシテ實
際法律上ノ効果ヲ保タシメンニハ上文ノ條件ヲ充タ
セルノミヲ以テ未タ毫モ缺クル所ナシトスベカラサ
ルナリ蓋シ警察罰令ナルモノハ人民ニ對シテ執行ス
ベク人民ハ必ラス之レヲ遵奉スヘキ法規ナレハ人民
タル者ハ必ス之レヲ知了セサルヘカラス是ニ於テカ
ラ當ラ公布アルヘキコト著ク法律ニ依リテ

布トハ罰式ヲ以テ之レヲ公ニスルノ謂ニシテ此公布

律ニ順ヒ能ク事宜ニ適セシムルモノハ實ニ國家ノ事

ハ實ニ此警察罰令ヲシテ有効ナラシムルニ缺クヘカ
ラサルモノトス而シテ其制式タル或ハ法律自カラ之
レヲ定ムルモノアリ或ハ法律當該官署ニ命シテ之レ
ヲ定メシムルモノアリ其例必スシモ一樣ナラスト雖
モ各國多クハ官報公報等ニ登錄スルヲ以テ其制式ト
爲シ之ニ依據セサルモノハ全ク其効力ナキモノトセ
リ爰ニ又緊要ノ一事アリ即チ罰令ヲ公布シテ治ク之
チ人民ニ知了セシムルト同時ニ其施行期日ヲ定ムル
ヲ是ナリ此期日ニ關シテハ法章タルト布令タルトチ
間ハス苟モ變例ヲ示サ、ル以上ハ公布ノ當日ヨリ効
力ヲ有ス是レ一般ノ原則ナリ
以上說ク所ハ警察罰令ノ本質及ヒ之レヲ發スルニ缺
クヘカラサル條件手續等ノ概略ニ係ル請フ更ニ進ン
テ監視ノ事ヲ論セン
大凡行政官ヲシテ國務ニ當ラシメ其措辦常ニ必ス法

務ナリトス政府ハ充分ニ其本分ヲ盡スヘク人民ノ權
利ハ宜シク之レヲ尊重スベシ國家ハ不正不義ヲ好マ
ズト云フニアラズヤ是ヲ以テ各國概テ監視ノ制ヲ設
ケ以テ行政官ノ措置果シテ能ク法律ニ順フカ又果シ
テ能ク事宜ニ適スルカヲ注意セシム故ニ今警察罰令
ニ關シテハ左ノ二點ヲ觀察スルヲ要ス
第一 該令ハ其制式事項兩ナカラ法律ニ適セルヤ
否ヤ
第二 該令ハ實際果シテ須要ナルヤ否ヤ適宜ナル
ヤ否ヤ
右兩個ノ問題ヲ接スルニ其一ハ法律上ニ係リ其二ハ
事實上ニ涉ル而シテ前者ノ法律上ノ監視ト云ヒ後者
ヲ行政上ノ監視ト云フ此二ツノ者ハ各全ク別個ノ考
察ヲ下スヲ要ス而シテ此監視ヲ行フ所ノ官司ヲ列舉
スレハ即チ左ノ如シ

論 說

十二

(甲) 刑事裁判官

(乙) 行政裁判官

(丙) 行政官廳

夫レ裁判官ノ職任ハ主トシテ刑法ヲ司掌シ一個人ノ爭議ヲ裁定スルニ在リ故ニ今若シ爰ニ警察罰令ニ違犯スル者ニ對シテ其處分ヲ求ムルモノアリトセン乎乃チ裁判官ノ任ハ既行ノ罰令ヲ案シテ之レヲ其事件ニ適用スルニアリ此時ニ當リ裁判官ノ掌ル所ハ唯該罰令ハ果シテ法律ニ適スルヤ否ヤヲ審査判定スルニ止マリ敢テ他ニ涉ル所ナカルベシ他語以テ之レヲ言ヘハ其審査ハ唯法律上ノ一點ニ止マリ該令ハ果シテ之レヲ發スルノ須要アリシヤ否ヤ又事宜ニ適セルヤ否ヤノ如キハ敢テ問フヲ要セサルナリ而シテ其要ニ不當ニ當テ検査スルハ一ニ行政官ノ專任トスル所ナリ蓋シ警察罰令ノ不要ト云ヒ不當ト云ヒ其ニ是レ恰モ他ノ行政處分ノ錯誤ト異ナル所ナク全ク行政全權ノ職任以外ノ事ニシテ爲スヘキ所ニアラス其警察罰金違犯ノ場合ニ於テモ亦固ヨリ然ラザルヲ得ス夫レ此ノ如ク裁判官ノ監視ハ一事件起リテ後ヲ始メテ之ヲナシ其稽查スル所ハ罰令中唯關係アル一部分ノミニ止マリテ更ニ其全躰ニ及ハズ故ニ此種ノ監視ヲ稱シテ間接ノ監視ト謂フ而シテ裁判官ノ監視ハ常ニ間接ナルモノトス

此間接監視ニ反スルモノヲ直接監視トス、罰令全躰ヲ以テ検査ノ目的トナシ其力、一部分ニ止マラス更ニ全躰ニ及フモノ此レ之レヲ直接監視ト云フ而シテ行政上ノ監視ハ唯一事件ヲ以テ罰令ニ照合シ其當、不當ヲ判スルノミナラズ尙ホ其合躰ニ及フモノナレハ直接ノ監視タルヲ辨テ待タサルナリ上來陳述スル所ニ依リ警察罰令ニ關スル監視ニ四種ノ別アルヲ知ルヘシ四種トハ

第一 刑事裁判官ノ間接監視

躰ノ本旨目的ニ支吾抵觸スルモノナリ然リ而シテ行政ノ大綱ヲ採持スル上班官廳ハ實ニ此錯誤ヲ矯正スルノ任ヲ負フモノナレバ宜シク常ニ下班ノ官廳ヲ監督シ其既ニ發布セル罰令ノ正不正、當不當ヲ監視シ且ツ其實施ノ狀況ヲ查察セサルヘカラス由是觀之法律上ノ監視ハ裁判官宜シク之レヲ行フベク行政上ノ監視ハ行政官、獨リ之レニ任スヘシ而シテ茲ニ余ノ所謂裁判官トハ獨リ刑事裁判官ヲ指スノミナラス行政裁判官亦其中ニ在リトス

第二 行政裁判官ノ間接監視

第三 行政官廳ノ間接監視

第四 行政官廳ノ直接監視

是レナリ以下此四者ニ就キテ論述スル所アラン
第一、刑事裁判官ノ間接監視 現時各國ノ法制ヲ視ルニ刑法ヲ司ルハ獨リ裁判官ノ任トスル所トナシ警察上ノ命令禁止ニ違犯シタル者即チ違警罪ヲ審理處斷スルモ亦其任トスル所ニシテ(但シ間々變例ナキニアラス)刑事警察官ノ警察罰令ニ對シテ監視者タルハ全ク茲ニ職由セリ此裁判官ノ監視ハ現ニ我國ニ在リテモ他ノ諸國ニ於ケルト同シク所謂即決法ナルモノヲ設ケ犯罪ノ輕微ナルモノハ之レヲ行政官(警察官)ノ便宜、審理處斷スル所ニ任スル場合ト雖モ之レカ爲メ監視ノ權利ニハ毫モ變更ヲ來タサ、ルモノトス
警察罰令ニ關シテ刑事裁判官カ行フ所ノ監視ハ其性

質ニ於テ法律上ノ監視タリ何トナレハ其行フ所ノ檢査ハ將ニ適施セントスル罰令ノ果シテ法律上有効ナルヤ否ヤノ一點ニ止マリ敢テ其他ニ及ハサルヲ以テナリ此原則ハ各國ノ法律中或ハ之ヲ明記スルモノアリバードン國ノ如キ即チ其一例ナリ該國警察刑法ヲ視ルニ其第廿四條第二項ニ曰ク違警罪裁判所ハ警察罰令ノ法律上有効ナルヤ否ヤヲ檢査スルヲ得ルト雖其其須要ナルヤ否ヤ適宜ナルヤ否ヤヲ檢査スルヲ得スト而シテ此要不要、當不當ヲ審査スルハ實ニ行政官ノ任ナリトス

刑事裁判官タル者警察罰令ヲ檢査シテ其法律ニ適合スルヤ否ヤヲ判別スルニ當リテハ其宜シク着眼スヘルモノニアリ即チ一ハ該令ハ其制式ニ於テ有効ナリヤ否ヤヲ檢査シ一ハ其事項ニ於テ有効ナリヤ否ヤヲ察スルニ在リ而シテ制式トハ公布ノ手續様式ノ謂ナレバ其之ヲ查スルヤ該令ハ定規ノ式ヲ以テ公布シ周知

法律ニ適合スルヤ否ヤヲ檢査シ其結局ニ至リ該令ヲ無効ナリト斷定スル時ハ之カ實施ヲ拒ムヲ得ヘシ乃チ裁判官ハ其無効ナル所以ヲ裁判言渡書中ニ明記シ之ニ由リテ被告人ヲ赦免スルヲ得ヘキナリ然レハ該令ハ裁判官ノ得テ左右スヘキモノニアラサレハ全ク

之ヲ廢止ニ歸セシメ又ハ之ヲ變更スルヲ得サルモノトス故ニ今若シ裁判官、該令ヲ實際ニ適施スルヲ拒ムコトアリトスルモ苟クモ行政廳ニ於テ之レヲ廢止變更セサル以上ハ該令ハ依然トシテ存立シ敢テ滅絶ニ歸セサルナリ夫レ然リ然ルカ故ニ時トシテハ同一ノ事件ニ就キ再ヒ其斷定ヲ求ムルモノステ尙ホ且現出スルコトナシトセス其茲ニ至ルハ他ナシ素ト裁判官ノ警察罰令ヲ檢査スルヤ一事件起ルニ及ヒ單ニ其事件ヲ罰令ニ照シテ斷定スルヲ目的トシ其目的既ニ此ノ如ク單一ナルカ故ニ其裁判ノ力モ又唯其一個ノ場

之レチ人民ニ知ラシメタルヤ否ヤニ注目セサルヘカラス又事項上ノ査察ニ於テ裁判官ノ當サニ爲スヘキ所ハ大凡ソ左ノ數點ニ過キス即チ該令ハ委任ノ範圍ヲ越エサルヤ否ヤ、其旨趣、法律ニ背戾セサルヤ否ヤ又其發布ハ該官署ノ權限内ニアリヤ否ヤ該令ハ警察權ヲ執行スルニ際シテ發布セルヤ否ヤ等はレナリ又警察官署ハ先ツ法律ニ依據スル所ノ委任アリテ而シテ後始メテ警察罰令ヲ發スルヲ得ベク且ツ之ヲ發シテ其効力ヲ顯ハスヲ得ヘキコト前既ニ述フルカ如シ而シテ該令ノ法律上ニ於ケル効果ノ有無如何ハ又之ヲ委任シタル法律ノ有効ナルト否ラサルトニ關スルモノナレハ裁判官カ有スル所ノ檢査權ハ溯リテ其委任ノ法律果シテ有効ナリヤ否ヤノ點ニ及ホスコトヲ得ベシ但シ裁判官ノ法律ニ對スル檢査權ニ關シテハ制限ナキニアラスト雖モ事本論ニ緊切ナラサルヲ以テ茲ニ之レヲ省畧セリ

合ノミニ止マリ他ニ及フ所ナクレナリ要スルニ表判官ノ監視ハ唯法律上ノ一點ニ止マリ其作用ハ獨リ間接ノモノタルニ過キス

○濟貧警察論

藥學士八木秀太郎 稿

(以下闕出)

今年ハ所々ニ不測ノ天災アリテ爲メニ不幸ナル幾多ノ農民ハ耕スニ田園ナク商工ノ徒モ亦タ其營生ノ資本ヲ失ヒ只管惘然トシテ朝夕ノ計サヘ未タ慮ルニ至ラス況ンヤ善後ノ策ヲ講スルニ遑アラシヤト言フヘキ實ニ名狀スヘカラサル窮迫ノ有様アリト聞ク故ニ此際貧民ニ對スル警察ノ關係チ一言スルモ強チ無益ニアラサルヘキカ左ニ獨國ノ實例ヲ引キ試ミニ少シク論述スル所アラントス

抑々貧ノ意義タル最不定ノモノニシテ僅ニ比較的ニ之ヲ理解スヘキノミ世人ノ通常口ニ唱ヘ且心ニ考フル所ニ由レハ各自ノ狀態ニ相應スル生活ノ資ヲ缺クヲ以テ貧ノ標準ト爲スモノ、如シ故ニ家ニ幾千萬ノ

世襲財産ヲ積ム貴公子ニシテ仍ホ自他ノ認メテ貧者トナスアリ僅々數十金ノ貯金ヲ郵便局ニ預ケアレハトテ隣佑ノ爲メニ富人ト羨マル、工夫アリ然レトモ此クノ如キ貧富ノ別ハ毫モ警察ノ關スル所ニアラス警察ノ要トスルハ單ニ貧ノ爲メニ身命ヲ損スルモノアラシク防クニアルノミ故ニ此クノ如キ切迫ノ結果ヲ恐ルヘキ苦境ニ沈淪シタル貧民ヲ以テ警察上注意ヲ與フヘキモノトナスナリ而シテ貧民ノ中ニ二者ノ大別アリ一ハ種々ノ原因アリテ家産ヲ蕩盡シ又ハ疾病ノ爲メニ生業ヲ營ム能ハス一時家計ノ上ニ收支平均ヲ得サルニ至リ甚シキハ糊口ノ途ニモ迷ヒ由テ貧窮ノ巷ニ彷徨スル者之ヲ個人的貧窮ト謂フ此種ノ貧困者ハ時トシテアラサルナク又國トシテアラサルナシ而カモ若シ特別ノ因由アル時ハ其區域甚タ廣キニ涉リ容易ニ之レカ匡救ヲ計ルヘカラサルコトアリ例之ハ戰爭、過重ノ租税、不變地異、惡風俗流行等スヘキヤヲ研究スルヲ要スルナリ

夫レ人ハ其生存ヲ保ツ爲メニ衣食住ノ必需アリ若シ其一ヲ闕如セシカ飢餓凍餒ヲ免ルヘカラス故ニ必要ナル物品ノ全ク缺乏シ或ハ其供給以テ需要ニ應スルニ足ラス從テ價格異常ニ騰貴シ各自ノ實力ヲ以テ之ヲ得ヘカラサルニ至ル時ハ國家ハ苟モ之ヲ座視スルヲ能ハサルヘキナリ如何トナレハ衣食住ノ一者ヲ全廢スレハ勿論ノコト設トヒ未タ其極ニ至ラサルモ衣食ノ量其半ヲ減セシカ人々ノ身體精神共ニ衰耗シ病ヲ獲テ遂ニ殞命スルヲ免カレサルヘケレハナリ然リ而シテ國民ノ多數一時ニ此厄ニ罹ラシカ國力ノ減損ヲ蒙ルコト言テ俟タスシテ明ナリ是ヲ以テ貧困者ノ數一時ニ多キヲ致シ私人ノ慈惠ノミニ其救卹ヲ一任シ能ハスト認定スル時ハ其貧窮ヲ將來シタル原因ノ何邊ニアルヲ問ハス必要擲クヘカラサルタケノ救助ヲ國家ニ於テ負擔セサルヘカラサルナリ然リト雖豫メ其

ノ結果トシテ生起スル所ノ貧困是レナリ然リト雖其因由消滅スレハ早晚之ヲ根治スヘキ望ナキニアラス是レ乃チ普通ノ貧民ナリニハ大概一種族ヲ擧ゲテ無產無教育ニシテ確乎タル生理ノ目途ナク何人ニモ爲シ得ラルヘキ力役ヲ事トシ偏ニ他人ノ使用ヲ須ヤテ始メテ糊口ノ資ヲ獲ル者ナレハ概シテ生計ノ道不安全ナル多クハ無賴兇暴ノ徒ナリ之ヲ羣衆的貧窮ト謂ヒ(又「ボーペリスム」ト謂フ)其徒ヲ稱シテ假ニ茲ニ「陋民」ト曰フ(此洋語ハ原ト羅同語ニシテ子孫ヲ用テ爲スハ單ニ子女ヲ擧ゲテ國民)此種ノ貧窮者ハ主トシテ國民經濟上ノ不權衡ヨリ漸次ニ誘發スル所ニシテ大抵不治ノ頑固症ニ罹リタル廢疾者ノ如シ幼時ヨリ教育ヲ加ヘテ之ヲ培養スルニアラサレハ決シテ尋常ノ良民タル結果アルヘカラサルナリ今ヤ首トシテ國家ハ實ニ貧窮ノ人民ヲ救助スヘキ義務アリヤ果シテ之レアラハ其程度ヲ何邊ニマテ及ホ必要ノ有無ヲ詳細ニ調査セサルヘカラス是レ必要アラサルニ救卹ヲ行ヘハ卻テ人ヲ懶惰ニ導クヘキ大害ヲ生スルヲ以テナク又能ク實際ニ行ハルヘキ手段ヲ講シ之ヲ施行スヘキ費途ノ能ク繼クヤ否ヲ最初ヨリ明ニセサルヘカラス是レ國費ヲ浪費スレハ納稅者ニ對シテ面目アラサルヲ以テナリ

要スルニ國家ノ此方針ニ於テ施行スヘキ所左ノ三ヶ條ニ出テス曰ク個人的若クハ群衆的ノ貧窮ニシテ果シテ國家ニ於テ救助ヲ行フヘキ必要アリ而カモ能ク國家ノ之ニ任スヘキ實力アル時之レカ匡濟ノ方法ヲ講スルコト曰ク必要品タル食料ノ價格暴騰シテ多數人民ノ困難ヲ感スルニ方リ國家ニハ能ク其價格ヲ遞減シ得ヘキ手段アル時之レカ適應ノ措置ヲ施スコト曰ク必要品ノ需要急迫ナルモ其所有主ノ肯テ之ヲ放棄スルノ意ナク國家ノ威力ヲ籍ルニアラサレハ其危難ヲ排シ得ヘカラサル時該權利者ニ嚴命ノ之ヲ發販セシ

ムルヲ但シ右ニ列舉スル所ハ悉ク多少人民ノ私權ヲ侵シ時トシテハ一部ノ良民ニ著シキ損害ヲサヘ加フヘキ最重大ナル事件ナレハ決シテ輕々之ニ着手スヘキニアラス豫メ深思熟慮精細ニ利害ノアル所ヲ檢明シ嚴密ニ施設ノ境界制定シ以テ一面ニハ必要ナル處置ノ遷延シテ時機ヲ失フコトナク一面ニハ不必要ノ干涉ヲ行ヒテ人民ノ所有權ヲ侵害スルヲ絶テナカルヘキモノナリ

前段ニ論スル所ニ由リ貧窮ノ極病ヲ發シ或ハ死ニ瀕スルカ如キ者ハ大体救助ヲ要スルモノタルヲ明瞭ナルニ至リタルヘシ今ヤ一步ヲ進メ其義務ハ専ラ國家ニアルヤ將タ町村ニモ之ヲ分擔セシムヘキヤヲ探究セント欲スルナリ抑々濟貧ノ業タル一部ノ人民ノ囊中ニ取りテ之ヲ他ノ一部ノ人民ニ與ルフニ外ナラサレハ國力ヲ維持セントスル上ニ於テハ已ムヲ得サル處置ナリト雖實ハ可成的國家ノ干與ヲ避クヘキモノ

要スル人民ニ法律ニ據テ義務ヲ有スル濟貧組合ニ於テ住居及飲食ヲ付與シ并ニ疾病ニ際シテハ看護ヲ死亡ノ時ハ埋葬ヲ辨スヘキモノトスルニアリ然レトモ總テ必要ノ適度ヲ超ユヘカラサルヲ論ヲ俟タス此ニ所謂濟貧組合ハ一市町村ノ區畫ニ依リ市町村費ヲ以テ負擔ヲ辨スルモノ(部落濟貧組合)ト數箇ノ部落組合ヲ併セテ構成シ國稅ノ付加稅ヲ以テ費途ヲ資スルモノ(國設組合)トノ二者ナリト然レトモ部落組合ニシテ數町村ノ聯合ニ成リ國設組合ニシテ部落組合ト其區域ヲ同フスルモノモナキニアラス結局負擔者ノ異ナルニ由テ此別ヲ爲スノミ救助ヲ要スルモノアル時ハ其者ノ教育籍ヲ有スル部落組合ニ於テ相當ノ救助ヲ與フルモノトス時宜ニ由リ貧院若クハ病院ニ入レ或ハ本人ノ体力ニ適應スル職業ヲ院內又ハ院外ニ於テ爲サシムルコアルヘシ若シ救助ノ義務ヲ帶スル部落組合アラサル時ハ始メテ

タルヤ言ヲ俟タサルナリ故ニ可成的ハ之ヲ私人ノ慈善心ニ訴ヘ置クヲ得策トスルナリ唯貧窮者ノ範圍大ナルニ過キ私人ノ力ノミニテハ能ク之ヲ拯ヒ難キ場合等ニ在テ始メテ公費ノ救助ニ依頼セサルヘカラサルニ至ルナリ然レハトテ其範圍過大ナル時ハ亦々賑ク救助ヲ決行スヘカラサルコアルヘシ例之ハ一部ノ貧民ヲ救助センカ爲メニ全体ノ國民ニ過重ノ負擔ヲ被セ遂ニハ共倒レトナルカ如キ場合はレナリ但タ此等ノ場合ハ單ニ杞憂ニ屬スル想像圖ニシテ實際ニハ之レアルヘカラサルヲ豫定シ之ニ論及スルコトナルヘキナリ而シテ同シク貧困ノ人民ヲ救助スル事ナレトモ個人的ノ貧窮ト群衆的ノ貧窮トハ之ヲ行フノ方針ニ於テ較々區別ナキヲ得サルナリ故ニ今之ヲ二問題ニ分テ後者ノ問題ハ暫ク之ヲ他日ニ譲ルヘキナリ抑々獨逸國ニ於テ貧民ニ處スルノ原則ハ實際救助ヲ

國設組合ノ負擔ニ飯スルヲナリ國設組合ノ費用ハ各郡ニ其國稅額ニ準據シテ分配スルモノトス救助籍ハ在住結婚及血統ニ由テ之ヲ得ヘキモノトス

○刑の執行の原則は何くにある

警保局出仕小河滋次郎稿

(以下刪出)

予輩常に謂ヘらく監獄ハ猶ほ避電針の如ク避電針にして設計若し其宜しきを得されハ震災の豫防を目的とする所のもの反つて之を招致するの利器たらずんばあらざるか如く監獄も亦た之れか制度及び運用にして若し其宜しきを得されハ社會の安寧を維持する所以のもの、當たに其目的を達する能はざるのみならず、偶々以て一層、恐るべき危害を齎來する所の媒介物たらずんばあらざるありと。世の識者の漸く獄制改良の事に着目し熱心、以て其方法を研究し少くも研究の忽かせに爲すべからざるを瞭知するに至

りたるの亦た深く怪むに足らざるあり、予輩、今や我か同感同情の會員諸氏と共に互ひに此雜誌の上に於て殊に監獄學上の理論と實際と就き廣く其意見のある所を交換研磨するの機會を得たるは、斯學の爲めは偏へに持喜、措く能はざる所なり、謹んで斯學の普及ひ共に我か警察監獄學會の益々隆運を呈するに至らんことを冀望す

獄制を論する者必ず先づ囚人拘禁の方法を説く、曰く雜居制曰く分房制曰く階級制曰く愛蘭制曰く緘默制否らされは曰く折衷制と各々互ひは其得失のある所を切論せり、蓋し囚人拘禁法の適否ハ刑罰執行の上は於て其關係する所、最も大なるものなるの故に論者の常ふ此要點に向つて深く論究する所あるは敢て怪むに足るものかと雖も予輩は尙ほ此要點の外に最も先き且つ最も正確な論決を要すべきの緊要事項ありと信す何ぞや曰く刑罰執行の原則即ち是れ

しむるを以て其旨趣と爲さすんあるへからず故に遇囚萬般の規制は渾べて此旨趣に適當なる主義及び方法を以て之を組織せざるべからざるの固より論を俟たずして明らがあり

或と曰く刑罰ハ懲戒主義と據つて之を執行せざるべからず而して此主義を主張する者の偏へに重きを形体上の觀察に置き専ら犯罪者の肉体を管束して其身を犯罪する能はざる地位若くは少くも犯罪するに非常に困難なる地位に置き換へしむるを以て其目的とせり或ハ曰く刑罰の執行ハ一に感化主義に基くざるべからず而して其主張する所の重きも精神上より觀察を下し只管、犯罪者の心地を改良して其既往の行爲を懺悔せしめんと欲するあり、二者各々一理あり然れども亦た何れも一方に僻するの偏見たるを免れず、前者ハ則ち唯だ肉体あるを知つて精神あるを知らず、精神作用の偉大なるものを悟らず、

あり畢竟するに彼の拘禁法の如きハ宜しく刑罰執行の原則と據つて之を研究すべきものあるの故にまだ其原則を定めずして拘禁法を論するの如きは寧ろ大早計に失するものありと謂はざるを得ず

刑罰執行の原則ハ刑罰權の目的と一致せざるべからざることを勿論あり、刑罰權の目的に就てハ或は脅嚇主義と言ひ或ハ矯正主義と云ひ或ハ復讐主義と言ひ或ハ利益主義と言ひ、刑理上の一大問題として今、尙ほ紛争未決の裡にありと雖も結局、刑ハ社會の秩序安寧を維持する爲めに之を科し刑の強制を以て犯罪をからしめんと欲するに至つてハ則ち各派の等しく一致を表する所なりとすされハ刑罰の執行は宜しく此適合點を以て原則とし、一面之れは據り犯罪者をして其犯行の繼續を阻止し且つ再び犯罪の行爲をからしめ、一面、犯罪者以外の者則ち換言すれば社會公衆をして刑罰の恐るべく避くべきを瞭解せ

偏へハ肉体を苛責するの結果ハ偶々以て罪惡を養成するに至るを辨識せざるもれと謂ふべきなり、後者は則ち獨り心地改良の必要あるを知つて直接に肉体を懲苦せしむることの亦た甚だ有効あると知らず、

多數の囚人の中に於て頑陋迷執にして罪惡既ハ第二の天性をかし幾んど感化改良の望なきものあるを悟らず、刑罰は同時にまた第三者に對し法律の遵奉を強制するに足るべき苦痛の具たるを妄却したるものと謂ふべきあり是を以て彼れハ殘虐無道に流れ此れは即ち寛和優柔に失し其ハ其刑罰執行の目的を達する能はざるに至つてハ則ち一あり、然りと雖も予輩は懲戒主義必ずしも不可なりと云ふに非ず感化主義亦た盡く非理なりと云ふにあらず、鄙見は據れハ宜しく此二つの主義を斟酌折衷して始めて完全なる刑罰執行の主義を確定し得べきことありと信す

之を稱して一個の主義 Princip der Individualisierung と謂ふ此主義は據れり人に由つて即ち換言すれば其身分、年齢、罪質、身体、教育、職業、性質、品行及び其他各種の關係を精察し或者には重きに懲戒を施し或者は主として感化を行ひ又或者は對しては懲戒と感化とを一時に併用する等要する各人各個に就て其刑罰執行の状況を異にするもの則ち是れありとす蓋し人、各々相同しあらす此相同しからざる凡へての人に向つて如何んぞ一様ある懲戒若くは改良の主義を實行し得へんや假りに實行し得るものとするも其結果は終に刑罰の目的の一致する能くざるのみならずなり區ろんとん氏曰く刑罰の最終目的は社會に犯罪の痕跡を殄滅せしめんと欲するにあり此の目的を達せんは宜しく各人各個に由て其待遇の状況を異にし或は懲戒を施し或は感化を行はざるへうらすと同氏の創意に係る彼の愛蘭制の如き正しく一個

人主義に據つて組み立てられたるものあること知るべきあり

刑罰の執行殊に一個人主義實行の上に於て最も注目すべきの要件あり曰く公正曰く嚴格曰く道義則ち是あり

公正。法律の前より貴賤なし裁判官の眼中、嘗つて貧富賢愚の差別あることなし、故に其裁判を稱して神聖且つ公正なりと謂ふ故に此裁判を執行する上は於ても亦た第一は公正を以て其要件とせし愛憎依怙の待遇をあすり如きことを要すされは執行官の眼中にも亦た人々由つて彼を優遇し此れを冷待すと云ふ如き差別あるへならず、彼の身分、性質、罪質、職業、教育等概言すれば其人は由つて其待遇を異ふすと謂へるは決して彼れを善くし此れを惡くすと言へる意義に非らず、畢竟異なる待遇を異ふとは則ち刑の平等を期するの旨趣たるは外ならず、何

とされり身分、教育の有無、身体の強弱、其他入監前の状況等に由り各々其待遇を異にするにあらざれり同一の刑罰にして其感ずる所の苦痛の分量に至つては人に由り各々相同しきこと能はざるべきを以てあり故に刑の公正即ち平等を計らんに凡へて一個人主義に由つて之を執行し而して其之を執行するは當つては彼我無差別の公平心を以てせざるへからざることを明らかにあり一個人主義を誤解するときの動も

すれり輒ち此要件は背戾せんとするの傾向あり故に宜しく最も先きに且最も切に注意を要する所をくんあるへうらす

嚴格。刑の傷害あり又犯罪の報酬あり故に其之を執行するは最も峻勵且つ嚴正を是れ主とし、以て刑罰あるもの事實、眞に畏怖すべく且つ忌避すべきものたるを瞭知せしめ少くも犯罪者をして再び法を犯して復た同一の刑に處せらるゝか如きことなりとす

ある施設ありるへからざる故に例へば衣食住の如き囚人の健康を害せざる限り出來へく之を限制し、作業の如きも成るべく強難にまて實に懲苦するに足るべきものを撰び（但し製産的の作業あるを必要とすること勿論なり）其他獄則違犯の如きと毫も假借する所なく最も嚴重に之を處罰せざるへからざるあり

道義。天賦固有の權利と受刑者と雖も固より得て之を奪ふべきにあらず故に受刑者と雖も宜しく常に人類として之を待つとの準備あるべからざるあり、則ち教育、以て其智識を開發せしめ、以て其良心を復治せ、衛生、以て其健康を保護し得る又作業、以て其營生の道を知得せしむる等凡そ是等の準備はすべて刑罰執行上の道義にあらざるはなし、されば是等の準備は假令は濟度の望みなき頑陋迷執なる無縁の衆生に對しても亦た之を施さるゝへうらざるもの

ありとす
上來陳述する所の渾へて刑罰執行上、一日も忽のせにすへからる要件あり而て此要件を包括して能く刑の目的を貫徹し得へき執行の原則の獨り一個人主義に於て之を認識するを得へし請ふ尙ほ他日を俟て詳論する所あらん

○警察監獄學雜誌ノ發刊ヲ祝ス

長野縣書記官 小野田 元 照稿

社會ノ秩序ヲ維持シ邦家ノ安寧ヲ保護スルカ爲メコ設クル所ノ法令制度夥シトセス就中警察監獄ノ制度ハ施政上最モ直接ノ關係アルヲ以テ一日モ忽諸ニ附スヘカラサルハ論ヲ竣タス今ヤ我邦警察法ハ逐次改良ヲ施シ良民漸ク其堵ニ安シ監獄則モ亦再度ノ改正アリ以テ懲戒勸化並ヒ行フノ主旨益々發揚セントスルモノ、如シ然リト雖モ法ハ素ト死物ニシテ原動力雖モ警察法監獄則ノ原理ヲ說キ應用ヲ示スモノニ至テハ未タ完全ノモノ之アラス余ヤ之ヲ愛フルコ久シ矣恰モ好シ余ガ知友相謀テ曩ニ警察監獄學會ナル者ヲ創設シ今又一雜誌ヲ發刊セラルト聞ク余ノ欣喜何物カ之ニ如カン余亦頃日泰西監獄問答錄ナル一書ヲ著シ今正ニ出版シ以テ世ニ公ニセントス故ニ爾後此等ニ關スル私見アラハ時々之ヲ投寄シ貴誌ノ餘白ヲ讀スコアルベシ聊カ蕪辭ヲ呈シ以テ祝詞ニ代フ

雜 報

○行幸等の際御通路取締方ニ就て 行幸啓等の際御道筋の辻々に憲兵巡查を配置して取締をなさめらるゝ趣旨ハ一に御行列を警護し奉り二に群集の老若男女に不慮の怪我あらせしとの事なるへ然るお從來の慣行は由れありある場合お於て警察官の悉く公衆に背し道路の中央お向ひて立つことにはあらは萬一車駕は對し奉り如何の所業を爲す者あらん時後眼のなき悲しさに早速に之を認めて制止し

チ有スルモノニアラス人之ヲ運用活動シ以テ始メテ其効果ヲ現ハスヘキナリ故ニ如何ナル善制美法ト雖モ苟モ之ヲ運用活動スルノ人其當ヲ得サルモハ何ヲ以テカ能ク社會ノ秩序ヲ維持シ邦家ノ安寧ヲ保護スルヲ得ヘケンヤ否當ニ社會ヲ利シ邦家ヲ益スル能ハサルノミナラス却テ之ヲ傷ヒ之ヲ害スルコト猶ホ正宗ノ利刀莫邪ノ銳劍モ刀法ヲ知ラサル者ヲシテ之ヲ用ヒシメハ却テ其身ヲ傷害スルカ如シ法ヲ執リ令チ行フ者豈ニ夫レ慎マザルベケンヤ然ラハ則チ如何シテ此等諸法ヲ運用活動スル上ニ於テ巧妙ナル技術ヲ有スルノ人ヲ作り得ヘキカ他ナシ此等諸法ノ法理ヲ說キ運用ヲ示シ以テ其効用ヲ知ラシムルニ在リ其之ヲ知ラシムルノ術種々アリト雖モ此等ノ法理及應用ノ適例ヲ記述セル雜誌若クハ講義錄ヲ發刊シテ廣ク之ヲ頒布スルニ若クモノナシ近時我邦法律ニ關スル雜誌講義錄ノ類陸續發刊セラレ汗牛充棟當ナラスト難ク又公衆に危き事の出來せんも矢張突嗟の間に合ひ兼ねて到底保護の職を盡し得らるまじ是迄の稀れに御行列を横切り或ハ雜沓の爲め車馬お觸れて負傷したるものなきにしもあらずと聞けり若し警察官に於て始終公衆に面し注意を怠るとなきあらは容易に此様の出來事は生ずまじ其上警察官の配置の儀仗の爲めにするおあらざる事勿論かれハ強ち車駕お向ひ奉りて敬禮を行ふと緊要なるにもあらずるへし由りてハ此後公衆お面して立ちからひ専ら群集の人民に注目あらんとこそ望ましかれ既お獨逸國の如きも實地右の如くおと聞けり

○全世界新聞雜誌の總數 巴里大博覽會にハ種々の面白き統計表を揭示したるかその中ハ世界中の新聞雜誌の統計表あり此表に依れハ歐洲中最多數の新聞雜誌を刊行する國ハ獨逸にしてその總數五千五百種内八百種は日刊あり而して發行高最多きものハ「ベリウネ」たる、たけすふら」(柏林日々新聞)にして毎日五万五千枚を印刷すと云ふ次は英國おいて三千種の新聞雜誌を發行しその中八百九種は日刊あり佛國は英國に次きて二千八百十九種の新聞雜誌あり其の四分の一は日刊週刊及び毎二週毎三週等の發行

ハ係る第四は伊太利にして一千四百種の新聞雜誌を發行す内百七十種の日刊なり澳大利匈牙利は一千二百種あり内日刊百五十種西班牙ハ八百五十種魯西亞ハ八百種瑞西ハ四百五十種その他の諸國ハ甚た少し全歐洲ハて刊行する新聞雜誌の統計ハ二萬種に餘れり亞細亞に三三千種の新聞雜誌あり内その半數即ち一千五百種の日本ハ於て刊行しその他ハ英領印度に於て刊行し支那人の發刊するものハ僅ハ三種佛領にもまた三種べるしやハ六種その他ハ一種もあることナシ亞非利加には二百種あり内三十種ハ之ハ於て刊行し他ハ歐洲諸國の領地に於て刊行す亞米利加ハ新聞雜誌の數尤も多シ合衆國のみにても一万二千五百種あり内一千種ハ日刊なりやカダ州には七百種南亞米利加諸州にも相應にあり太平洋諸州には四種布哇ハ八種ありすとらりや英領ハ七百種あり今之を世界の人口に割り當つれば八萬二千六百人に一種の新聞雜誌ある勘定あり右の統計によれば日本の新聞雜誌の多きことは合衆國獨英佛の四國に次ぎ即世界各國中第五等に位するものなりと云ふ

○出獄人保護會社 監獄則を改正せられ刑法附則ハ

野猪猿熊等の或ハ全身或ハ腿肉を吊るし血痕尙著然たるを視るとあるへし其外鰻屋魚屋を首めとし大抵飲食店の稱ある家に於ては態々公衆の眼ハ觸れ易き場所を撰ひて庖厨に構遣し生物の死苦の慘狀を開示して毫も異しむとあきハ登咄々怪事からすや或人は肉の新鮮なるを證せんか爲めおまゐるなりと言へり然れども肉の精良あるを取締るハ別ハ警察上の手段あり公衆をして能く安心せしむべき也昔て歐洲某國の一貴女子に詣りて曰く遇々街衢ハ於て生活を有する蠅蝶を熾火上に置き團扇を以て煽きおるを望見し覺へず戰栗を發し目を覆ひて其前を通過せり我歐洲に於ても鳥獸魚鼈の族を食用ハ供すると勿論あれども先づ速に斃死せしめ其後に烹煮する習ハあり然るに今生きながら炙り殺すの狀を目撃し驚愕禁し難し抑々日本人ハ能く此くの如き無慮の業を忍ぶやと予ハ實ハ冷汗の全身ハ生ずる思ひを爲したり設令ハ人の萬物の靈にして萬物は人の需要ハ應ずべきものとすも生活を具ハ苦樂の感覺あるハ彼是別ハ異なるとなければ誰れとて生物の死に瀕して皖き苦しむの狀を見れば愉快と思ふ者やあるへき然らば公衆の眼前に於て生物を殺し又は店前ハ全身を具備する

據り留置せらるゝ者の外ハ監獄の別房ハ留置せらるゝことを廢せられたるハ依り刑餘賴るへき所なき者を収養する爲め毆米の制ハ倣ハ出獄人保護會社の設立有志家に勸奨すへき旨當時其筋より訓令せられたる趣を聞き居りしり果て之に基きしものなるへし富山縣ハ於ける兩本願寺の派の僧侶諸氏及其信徒諸氏大に感奮せらるゝ所あり一の保護場を設立し富山感化保護院と名づけ即ち先月中旬芽出度開院式を舉行せられたる由

○萬國監獄博覽會の出品 内務省に於ては來る明治廿三年露京聖彼得斯堡に於て開設すへき萬國監獄博覽會ハ出品せらるゝべき品種を目下撰擇中なる由

○修羅のちまた 我國ハ如何なる原因ありてか魚鳥の生物を店頭ある衆人の眼に觸れ易き場所ハ於て調理するの風習あり殊ハ東京に於てしうりとす今試ハ二三町の間を心を配りつゝ徘徊せよ實ハ種々様々の修羅場を目撃すへし先づ鳥屋の店前を通れば鷄鷄の類を經り或ハ刀を其頭に刺し羽毛を剥き筋骨を細截し流血淋漓たるを見るへし又肉店を過くれば單に臟腑を除き四肢全体を具備する豚の倒懸しあり牛馬豚を吊掛するか如き所爲を禁遏せられんと最も望ましき次第あらすや幸ハハ建築條例を發布せらるゝかれハ右等店舗の構造をも制限せられたしと或人ハ言へり

○製造所取締條例 警察上より一の取締を要すへきものの諸製造所あり故に今般其筋に於てハ歐洲各國の諸規則を參考とし吾邦の習慣等に基き全條例の草案を創制せられ尙ハ充分精密ある適當ある確實あるとを期せむり爲め委員を設けて之を討議せらるゝ由かれハ不日發布の日ハ至て完全ある條例を見るハ必然あるへし

○巡查看守精勤證書 嚮きハ内務省訓令を以て巡查看守精勤證書授與規則を制定せたりしか府下各警察及監獄署ハ於ても略同該規則ハ當該すべき者の調査を終へて警視總監に差出したる由あれば不日該證書を下付せらるゝ運に至るへし因ミ云々巡查看守ハ甲縣より乙縣へ轉ハたる場合ハ從來經濟上の別異に依り勤績と見做さるゝも本則ハ限りて前後の奉職年數を通算して之を勤績とするハ取扱あるよし

○看守の増員 本年六月看守以下の分掌例を改正せられ續て監獄則の改正あり又同施行細則の發布あり

戒護の事務餘程精密あり自然看守の人員に不足を告ぐるに至りしを以て設置程度外増員を稟請せし府縣往々之れある由

○裸体畫の取締 西洋諸國に裸体の繪畫あり彫刻ある何人も知るゝところにして殊に佛蘭西國に如き國人美術は奥妙を尙ふの風あるより苟くも中等以上の家には必らず此等の繪畫彫刻物を藏せざるゝなく王公の宮殿にさへ之れを飾るとあるゝ洋行歸りの人の毎度口にする所あるが我國人の僻として何事も西洋にあることゝ謂へど良きも惡しきも猿真似をせずは誠に淺ましき事どもあり此頃市中の繪雙紙屋の店頭を視るゝ或は美人浴後の様と云ひ或は名妓化粧の圖と稱する裸体婦人を寫出したるもの日増々多きを加へ中あり實に一見するに忍びざる醜体を描きたるものも擧からず是れ畢竟美術家の曲線の妙の天眞の美ゝ如かずとの西洋人の説を誤解したるより漸く茲に至りたるものなるへけれども彼西洋に於ける裸体の繪畫彫刻は皆希臘の美術を遺存するものゝして其精巧微妙あること一見人をして美術の眞妙を悟らしむるも毫も卑猥ある感覺を發せしむることなし此の如き者の固より美術保存の點より之を保護せ

の意を言明し又決闘の方法より其意判然たるとき之れを二月以上二年以下の城塞禁錮に處す

(三) 人の囑托を受けて決闘の挑撥を媒介する者の六月以上(十五年以下)の城塞禁錮に處す

(四) 決闘を行ふ以前に於て雙方の任意を以て之を執行するに至らざるるとき挑撥者應諸者媒介者共に其罪を論せず

(五) 決闘を行ふたる者は三月以上五年以下の城塞禁錮に處す

(六) 決闘に因りて人を死に致す者の二年以上(十五年以下)の城塞禁錮に處す若し其決闘あして必らず一方を殺すの意ありしとき

(七) 決闘の方法又慣例に故意を以て犯し因て一方を殺し又創傷したるとき殺傷に關する各本條に照して處斷す但し前數條に照し

(八) 證人をかくして決闘を行ひたる者の本刑を其

さるへからざるは勿論ありと雖も此頃坊間露ける如き裸体畫に至ては美術の妙味とて一もあるかくして唯淫猥ある感覺を起さるゝ以て匹夫野郎の需求も充てんとする射利一遍の者に過ぎず故に此の如きものは風俗取締上速に之を禁せらるゝこそ至當なれ若し今日の場合に於て此等出版物を委く禁すへらざるの事情ありませばせめて店頭は晒す丈にても禁止せられたしとは實に希望する所ありと早くも其筋に於ても其不都合を認められ今回斷然禁止せられたるは誠に當然のこととこそ

○決闘に關する歐洲諸國の法令 決闘の本土たる歐洲に在りても各國の法律と決して之を認むることなし決闘の文明の華ゝあらす又富強の骨子ゝもあらす左に其法律の梗概を撮記して讀者諸君の參考を供す

(第一) 獨逸國 獨逸に於て決闘の流行頗る盛あるが其法律に決して之れを容忍せず刑法中特に決闘罪に關する一章を設け其包括する事項は左の如し

(一) 人を殺すに足るべき兇器を以て決闘せんと挑撥したる者並に其挑撥に應じたる者は六ヶ月以下の禁錮に處す

(二) 決闘せんと挑撥するゝ當り對手を死に致す一半まで加重することを得但十五年を超ゆへあらす

(九) 正意を以て決闘を止めんと尽力したる媒介者證人其他決闘に立會ふたる者並に醫師は皆其罪を論せず

(十) 故意を以て特々耻辱を示し又脅迫以て人を決闘せしめんか爲め之れを煽動したる者若し決闘の遂行ありたるるとき三月以上(五年以下)の禁錮に處す

(第二) 墮多利國 人を殺すゝ足るべき兇器を以て人に決闘せんことを挑撥し及び之に應じたる者の其起因の何たるを問はず凡て二人相闘の重罪を以て論ず

(一) 前條の重罪を犯すと雖も更らゝ創傷なきに於ては六月以上一年以下の徒刑に處す

(二) 決闘を以て人を創傷する者の一年以上五年以下の徒刑に處す、但し第五百十六條に掲載したる各項の一に該當するときは五年以上十年以下の重徒刑に處す(第五百十六條の各項と一、人を毆打創傷し以て言語視

聽を失はしめ又は之れを衰へしめ、又ハ其認定力目腕手を損し其他重傷を以て不具に致らしめたる者ニ、漸々衰弱癱瘓に歸し又は治すへからざる痼疾快復すべからざる精神病に致したる者、三其職業ニ堪へざるに至らしめたる者を云ふ

(四) 決闘を以て人を殺したる者は故殺を以て論し一年以上二十年以下の重徒刑に處す

(五) 凡そ決闘罪を論するハ其挑撥者の刑期は挑撥せられし者より常に長あるべし

(六) 人を煽動して決闘を挑撥せしめ又ハ人を煽動して決闘の現場に到らしめ其他故らに之を幫助し若クハ決闘の挑撥に應ずるを欲せざる者に耻辱を示して強て之に應せしむる者ハ六月以上一年以下の徒刑ニ處す但し其誘導鼓舞にして傷或ハ死ヲ致さしむる場合に於てハ一年以上五年以下の徒刑ニ處す

(七) 決闘の助力者ト爲りて現場に臨む者は六月以上一年以下の徒刑ニ處す但し其情狀よりては五年に至ることを得

(八) 左の場合に於ては決闘の罪を論せざるもの

ラン」以上一千「フラン」以下の罰金を附加す

若し兵器を持せずして決闘場ニ臨むときハ其罰(一)に同じ

(五) 決闘を以て人を創傷したる者ハ二月以上一年以下の禁錮ニ所し三百「フラン」以上千五百「フラン」以下の罰金を附加す

(六) 決闘を以て人を創傷し因て疾病若クハ動作を害するヲ致す者は三月以上二年以下の禁錮に處し五百「フラン」以上二千「フラン」以下の罰金を附加す

(七) 決闘を以て人を創傷し因て生命に關する篤疾若クハ終身癱瘓に致し若クハ機器を失はしめ又ハ四支を折る者は六月以上三年以下の禁錮に處し一千「フラン」以上三千「フラン」以下の罰金を附加す

(八) 決闘を以て人を殺す者は一年以上五年以下の禁錮に處し二千「フラン」以上一万「フラン」以下の罰金を附加す

(九) 詭計を用ひ人を教唆して決闘せしめたる者ハ其罰決闘者に同じ

とす

(イ) 決闘の挑撥をなすも其準備を爲さゝるとさハ挑撥者ト雖ども其罪を論せず

(ロ) 挑撥者應諾者決闘の準備を爲すも其實行に至らざる以前に於て之れを止めたるときは總て其罪を論せず

(ハ) 其他關係者にして決闘を止めんことに盡力し決闘の遂行ハ至らざるときは其罪を論せず

(第三) 白耳義國

(一) 決闘せんと挑撥する者は十五日以上三月以下の禁錮に處し一百「フラン」以上五百「フラン」以下の罰金を附加す

(二) 決闘の挑撥に應ぜざる者を公然誹毀したる者罰前條に同じ

(三) 人に耻辱を與へ因て決闘を挑むに至らしめたる者ハ一月以上六月以下の禁錮に處し一百「フラン」以上一千「フラン」以下の罰金を附加す

(四) 兵器を以て決闘場に臨むも其殺傷せざる者ハ一月以上六月以下の禁錮に處し二百「フラン」以下の罰金を附加す

其之れを誘導すも雖ども決闘するハ至らざるときは一月以上一年以下の禁錮に處し一百「フラン」以上一千「フラン」以下の罰金を附加す

(十) 第五乃至第八の決闘の證人と爲る者は一月以上一年以下の禁錮ニ所し一百「フラン」以上一千「フラン」以下の罰金を附加す

右獨逸、墺地利、白耳義の三國の外決闘の爲め特に法定をなすもの歐洲大陸に於て尠からず、即ち以太利國の如き露西亞國の如き瑞西國の如き皆決闘罪に關する正條を掲げて之を禁制せり唯其法ハ精粗の別ト其刑に寬嚴の差あるのみ之れに反し英國の如き佛國の如き將た和蘭國の如き其法律は特に決闘に關して刑例を設けざるも是れ決して決闘を認めたるものにあらす唯他の法條の包括する所廣濶にして決闘も亦之を以て處斷し得べきを以て特に其設定を必要とせざるの例之ハ決闘を以て人を殺傷する者は普通殺傷に關する例ハ照して處分するの如き是れあり而して英佛蘭の中ハ就き其決闘を處する殊ハ嚴密あるハ英國トす該國ハ於てハ決闘を以て人を殺したる者は謀殺を以て論し死刑に處するを例トす又其決闘

の介添人證人の如きも決闘者と同じく謀殺を以て論し其他決闘罪に關する正犯從犯は普通謀殺に於けると同一の刑を科す又文書若くは口頭を以て決闘せんと挑撥し又其挑撥の媒介者は輕罪とせし其刑期の如きの情狀に由りて之を輕重す

佛國に於ては古昔決闘に關し特定の法律ありしか久しき以前に於て既已に廢棄に歸し現行の刑法にも亦之を關する正條なし故に千八百三十七年まで其正條なきの故を以て決闘を不問お措きたりし此年に至り該國大審院は檢察官の上告より決闘を以て有罪と判決したるより決闘に關する殺傷は普通殺傷と同じく處斷することゝあれり然れども其實際を云ふは刑罰必らずしも決闘を伴ふものにあらざると云ふ

○決闘の定義 決闘とは如何あるものゝ茲に二三學者の下したる定義を譯載す前項決闘は對する法令と共に續者諸君に利益する所全く之なきにあらざるべし

決闘とは一身を關する事由の爲め挑撥書を指定したる場所に於て二人以上の格闘するを云ふ——デニザール氏

り爲る世論の喧きを致すのみならず當局者も亦往々之れに坐するもの有之と聞く是れ畢竟不注意より起るものとして其意あては敢て咎むるべからずしと雖も殊に郵便遞送中にありて之れを爲に繁劇ある郵務を妨け隨て他の郵便物の速達方にも影響を及ぼすものとみえ皮想の觀察をなすもの徒ら警察の威力を弄するものありとの攻撃を試むるものもあるか如く設し再三此の如き失策をなすことあるとき自然警察の信用上にも關することあるは當局者たるものは宜しく此邊も注意あるべき一事にこそ

○慘酷ある見世物 此頃發兌の横濱メーブル新聞に閱するに慘酷ある見世物と題し去ル六日靖國神社例祭の節或る外國人見世物の看板を一覽せし一人の娘の生き蛇を食ひ又鰻を生きたるを食ふ圖あり試み入場して之を實見せしに果して招牌の圖と異なる所かし既に此の如き見世物と神奈川縣下於ては警察令を以て禁せられ居れり豈計らん東京府下に此の如き見世物あらんと云々をとり本會員の一人は亦之を目撃して大に慘酷あるとを鳴らし若し之を以て外人の目に觸れしめは果して如何ある感想を起すべき乎又之れを衆人の觀覽を供えて敢て耻づる所ありと

決闘の名譽の爲め損害を報復し又人の嫌忌を満足する爲め雙方に於て約諾したる對譽なり——ジョーンド、リニアノ氏

決闘とは雙方任意の約諾に因り某々の條件を以て相闘ふものにして致死又は重傷若くは輕傷の未必件あるものを云ふ——ボナシア氏

○人力車夫の減少 今般警廳廳長は内務省の訓令に基き營業人力車取締規則を改正し本月一日より實施せられしに去十日迄に車夫の廢業を届出てたるもの千六百餘人に及へり右は規則の改正に依て車体の構造挽子の服裝等凡ての改良を要する爲め貧困者の自調し能はざる者多く隨て賃車料も概して二割餘を引上げたるのみならず又挽子の年齢も制限ありて老人の車夫營業を許さざるを爲めよると云ふ

○新聞紙遞送中差押の注意 新聞紙の發行を禁停止せらるゝに當り未配附の分發賣頒布を差止めらるゝ殆んど定例なるが如しと雖も遞送中の紙冊をも差押ゆるに至ては其事の餘程重大に渉るものにあらざれり容易に之を命せらるべきものにあらざるに因り世人の知了する處あり然るに往々紙冊差押を命せられざる新聞紙に對して差押をなさんとするものあり誠と言語同斷沙汰の限りと謂はくのみ杯語り合つる折柄其筋あてても之れを寛容せず直ちに警察令を以て禁止せられたりと云へり

○獄務教師フチン、セーパツハ氏 先頃山縣内務大臣が歐米巡回の途次、獨逸國に於て獄務教師として雇入の條約を結ばれたるクルト、フチン、セーパツハ氏は愈々本月十一日到着せられたり、氏は非職陸軍少尉として兼て上等司獄官として久しく伯林の中央監獄に奉職し獄事熱心の實務家を以て夙に名赫々たる人なりと聞く

同氏來着に就ては直ちに司獄官練習所の如きものを創設し各府縣より若干名の書記看守長又は看守を召募するゝやに風説するものあれとも今、確なる筋より聞く所に據れば差向き先づ同氏をして一面、現行監獄規則、施行細則、分掌例其他監獄に關する凡ての例規を詳知せしめ一面、東京を始め各地方監獄の實況を視察せしめ追て模範、獄様のものを撰定し、教師をして其實務を管理し傍ら各府縣より召募したる司獄官に對し實際其事務に見習ひつゝ兼て必要の學科を教授せしむるの計畫ありと云ふ尙ほ又同氏の來朝後早々非常の勉強にて既に東京府下の監獄は

小管集治監を始め假治橋、石川嶋及び市ヶ谷監獄署の巡視を終へ目下、復命書の起草に着手中ありと云へり

○セーパツハ氏と警察監獄學會 セーパツハ氏は大本會の事業目的を賛成し爾後時々其新説を本會に寄送することを約せられたれり予輩の得るに従つて雜誌若くは講義録の上で譯載すべし

○遊藝飲食切手の禁止 同切手は博具駒札の代用をかし賭博犯の處斷を刑法に移されたる今日又在つて増々其餘焰を熾んからしめんとするの傾きを生じ社會に害毒を流したるの洵に蔽ふへからざる事實あるが或る論者の曰く此等の出版物の世に公行するの敢て怪むに足らず何とされば彼のどらんぶ花かるた等公然版權を得て發賣せらるゝ以上此出版物も亦公許せられざる可からず而して之を賭具とすれば賭具ありと雖も單に遊藝のみ供するとき別に風俗上有害の者にもあらず之を賭具とすると否との行爲上の犯罪ふして器物其者の直に有害物にあらざるあり故に其行爲に就ての取締さへ周到なるを得れば決して器物其者の社會有害毒を與ふることなき等ありと然るも理論と實際との大なる徑庭を生ずるものに

倉と改正せられ廿三年度より地方經濟の許す限りは羅紗を用ゆるも可きととされり故に各府縣は此改正を期して羅紗服を改むるの按を議會に付せらるゝ事からんる警察の信用は日か月に厚きを加へたる今日かれの議會の決果も良好あらん而して此改正の羅紗と小倉との外觀的則ち其優美を以て改正の理由と云ふより今日迄小倉を用ひ來りし利害を調査せられ改正の必用を認められしものからんる余輩か今日までには聞き得たる所もよれり(一)小倉の防塞上羅紗に劣る事遠し(二)雨を彈くの効あり故に大雨の際會する時と身體を浸潤すその他陸海軍及憲兵との比較の點もあり警察の威嚴上尤も等閑に付し難きものあるべしといふ信するあり

○警察教師ヘーン氏 同氏の盛夏の候關西より歸京せらるゝや八月五日を以て再び東北地方へ巡視せられしり十月廿二日を以て歸京せらるゝ其府縣は山形秋田青森岩手宮城の五縣あり尤中途青森より北海道に入り漫遊せられたりとを而して巡閱せられたる模様を聞く其大体に就きては何所も好成績ありしと因に同教師は來年三月滿期歸國せらるゝを以て其以前或は茨城山梨和歌山徳島高知島根等の未だ

を始め該切手を世に公行したるは昨年末頃のことよして漸く本年三四月の頃より諸方は蔓延せんとするの際恰も好し賭博犯取締規則を廢せられたるより忽ち其勢を得て新潟長野群馬埼玉の諸縣は波及し又轉して神奈川靜岡山梨愛知三重京都大坂兵庫地方は迄て蔓延し就中舊來博徒の巢窟を以て名ある長野縣下の如きの其害も亦頗る甚たしくして一日も猶豫すへからざるの實現ありしより既に同縣お於ては一時縣令を發して其弊害を防ぎたりと謂ふ今該切手か斯く害毒を流したる重なる原因を探問するは是れ同切手か金錢の代用をおすの一事あり則ち該切手面には總て食物の不用となりたるべき定價の二割引を以て引換ふべしとの明文あり食物は只た名のみにして全く金錢と同一の融通を爲すに至り其流行地方に各地方賣捌所を置き以て賭場を開くの便は供し又各賣捌所の間に豫め契約を結ひて廣く金錢引換の需めに應ずる等實に意想外の處にまで其弊害を及ぼしたりと聞きぬ論者果して尙得説ありや否や蓋し今回の禁止は誠に至當と謂ふの外亦他辭なきなり

○巡查被服の改正 巡查の被服は小倉地へ限れるものありし間令第廿五號を以て冬服地を羅紗又ハ小巡視せられざる地方を巡閱せらるゝ哉も圖りたきよしお聞き及びぬ

雜錄

○高架鐵道ノ利害ニ就テ

頃日一新聞紙ニ歐洲ヨリノ通信文ヲ掲ケ中ニ高架鐵道ノ我國ニ轉用シテ不利ナルヘキ旨ヲ論シアリタリ然ルニ此問題ハ警察上關係スル所少小ナラサレハ聊カ予ノ信スル所ヲ陳ヘテ讀者ノ教ヲ乞ハントス抑々市中ニ鐵道ヲ架設スルハ強チ好マシキ業ニアラス第一地面ヲ塞キ第二危險ヲ醸シ第三烟煤ヲ飛散シテ健康ヲ害シ第四震動音響ノ爲メニ若シ沿道近傍ニ病者アル時ハ多少其治癒ヲ妨クル等ノ如キ損失アルチ免レサルナリ然レトモ交通ノ必要増大スルコト今日ノ如キ有様ナルニ於テハ結局其架設ヲ拒絕スヘカラサ

ルヘシ果シテ架設ノ已ムヘカラサルモノトスレハ少々ナリトモ損害ノ小ナランヲ計リ又少々ナリトモ利益ノ大ナランヲ計ルハ緊要ナリ今試ニ高架鐵道ノ利益ナル諸點ヲ擧スレハ第一地所ヲ塞クヲ少シ何トナレハ尋常ノ鐵道ノ如ク地上ニ架スルニアラスシテ空中ニ設クルモノナレハ單ニ土臺ノ地積ヲ要スルノミナレハナリ第二敷地ノ價廉ナリ何トナレハ街路ト街路トノ中間沿街家屋ノ相背向スル邊ニ於テ空際ヲ存スルヲ通例ニシテ設令ヒ此所ニ建物アルモ大抵裏長屋物置小屋ノ類ニ外ナラサレハ之ヲ取得スルノ費用トテハ甚シキ巨額ニアラサルヘケレハナリ第三危險少シ何トナレハ列車ノ軌條ヲ脱スルヲサヘ嚴ニ豫防スレハ其外ニ人馬ヲ蹂躪スルガ如キ危險アルヘカラサレハナリ第四防火線ノ効用アリ是レ予ノ主トシテ唱道セント欲スル所ナリ何トナレハ二街路ノ中間ニ煉化石造ノ堅壁ヲ築成スルヲナレハ唯其高一種ありと見解するものあり誤謬も亦た甚しと謂ふヘシ

均しく警察權を以て出獄者の自由を拘束するものなりと雖ども一と司法權を以て之を科し一は行政權を據つて之を處分するものとす是レ監視ハ附加刑の一種(刑法第十條)おして特別監視ハ行政處分を以て假ら出獄せられたる者に對し特別に定めたる監視法をいふはなり

故に監視に處せられたる者に於て若し監視規則(刑法附則第二十七條第三十條第二項第三十一條)に違反したるときは刑法第四節、附加刑の執行を通る、罪に據り輕罪(第五百十六條)を以て論ぜらるべきも特別監視に處せられたるものたゞ特別監視規則(刑法第四十四條第四十六條第二項)に違反するも之れを爲め刑法の制裁を受けるの理あらざるを既に刑法の制裁を受けざる以上は刑法第五十六條

サノ不足ナラサル限リハ最適當ナル防火壁ナリト謂フヲ決シテ事實ニ忒ハサルナリ市中ヲ貫通シテ一堅壁ヲ設ク安ソシ防火上ニ大効益アラサランヤ其上此煉化石壁ノ兩方ヨリ戸口ヲ設ケテ土藏ノ代用ヲ爲サシムレハ木造家屋ノ夥シク從テ火災ノ頻繁ナル地ニ於テ如何斗ノ利益ヲ與フヘキヤ其効用ノ多キヲ殆ソト擧ルヘカラサルモノアラソ此代用土藏ヲ低價ヲ以テ近傍ノ人民ニ貸付スルヲトナサハ貸借雙方ノ便益一段ナルヘシ左レハトテ予モ高架制式ニ決シテ缺點ナシトハ言ハス鄧テ種々ノ不便不利アルヲ思量セリ今利害ヲ辨スルニハ專ラ比較的ヲ根據トスルノミ敢テ教ヲ乞フヲ爾リ

○監視ト特別監視ノ區別

監視と特別監視とは其形甚だ相似たるものあるに拘りず其性質に至つては全く相異なるものなりとす然るに往々此二者を以て同一視し特別監視は監視の從ひ重輕罪を犯したるものとして假出獄の停止を受くべき筈なきは明瞭なり是レ特別監視ハ附加刑の一種とあらざるを以て其規則の違反は之を以て附加刑の執行を通るものとは謂ふヘからざるを以てあり

斯る明瞭の區別あるに拘はらず往々特別監視を以て監視と渾同一其規則の違反は對し刑法第五百十六條の制裁を與ふべきものなりと論する者あり其説を聞くも特別監視は監視に比すれば其執行法の一層嚴密あるものなり故に獨り其寛ある監視のみ制裁を加へて嚴密ある特別監視に對し制裁を加へざるの道理あらず實際また若し之を制裁するもあらざれば何を以て其規則の履行を強制すべきや、豈は斯くの如き制裁なき徒法を設くるの理あらんや、殊に監視と特別監視の異なる所は僅かき特別ある二字の有るに無きとにあり此有無を以て監視の本体を傷くるものなり

らざるありと云ふにあり予輩と雖も獨り特別監視と對し制裁あるに甚た事体の宜しきを得たるものに非ざるを知らざるにあらす實際また西洋各國の刑法は就て之を見るも假出獄の遵守規則（我々刑法は所謂特別決定たる監視）に對し制裁を設けざるものあらす（獨乙刑法は據れば違警罪に處し尙ほ假出獄を停止す）然れども既わ我々刑法に就ては附加刑の執行を通る、罪と題する節名の下に監視違犯の制裁を規定したるのよみて其他別行政處分なる特別監視と對するの制裁を掲げざる以上、如何に不條理なるも便宜あるも將た不權衡あるも到底刑法第百五十六條を以て之を特別監視規則の違犯者に適用するの法理の許さる所ありと斷言せざるを得ず何者法律の正條ある者、何等の所爲と雖も之を罰することを得ざればなり

○歩道車馬道ノ區別

(一)安寧警察上ノ必要 馬車及人力車ノ通行盛ナル各所ニ於テハ當ニ老幼盲跛ノ如キ要護者ノミナラス時トシテハ輭強ナル男子ト雖車輪馬蹄ニ觸ルハノ危害ナキニアラス今述ニ此種死傷者ノ統計ヲ明記スルコト能ハスト雖要スルニ官報（警察事故表）及新聞紙ノ報道スル所ノミチ以テスルモ決シテ齒牙ニ懸クルニ足ラスト云フヘキ少數ナルニハアラサルナリ身命ノ重キコトハ人皆之ヲ知ル果シテ然ラハ何カ故ニ些々タル費途ニ遮キラレテ此工事ヲ起サ、ルヤ

(二)交通ノ遲滞ヲ除クヘキ必要 今ノ世ノ人事ハ活潑ヲ貴トヒ光陰ヲ愛セムコト最甚シ然ルニ車馬ヲ驅リテ街上ヲ馳スルニ方リ兒童ノ群ヲ爲シテ道嬉シ若クハ老嫗ノ屢チ屈シテ逶迤スルニ遇ハ、如何ニ前途ヲ急クト雖意ノ如クナルコト能ハサルヘシ殊ニ商人ニ在テハ其不便擱ルヘカラサルモノアラゾ一刻千金ヲ爭フヘキ營利ヲ業トスル者ニ在テ能ク之ヲシモ忍フ

我輩下ナル東京市ノ街衢ハ封建ノ世ニ用武ノ利ヲ主眼トシテ建制シタルコトニシアレハ今日交通ノ繁不繁ヲ以テ文明富強ノ尺度ト做ス時ニ至リ復々満足ナル用チ爲サ、ルコト固ヨリ當然ノ次第ナリ此ニ於テカ政府人民相俱ニ多年市街改造ノ希圖ヲ懷キ按成リ機熟シテ既ニ決行ノ緒ニ就ケリ實ニ余輩ノ喜ヒ雀躍膏ナラサルナリ然ルニ其事業タル規模宏大ニシテ隨テ費用ヲ要スルコトモ夥シケレハ今ヨリ逆メ年月ヲ定メテ成功ヲ期スヘキニアラス恐クハ余輩ノ一生涯ニ其終局ヲ睹フニ難カランナ故ニ余輩ハ街巷ニ歩道車馬道ノ區劃ヲ設クル一事ヲ以テ特ニ燒眉ノ急務トナシ敢テ當局者ニ向テ其急施ヲ促サントス是レ單ニ東京市ノミニ在テ必要ナルニアラスシテ荷モ車馬ノ往來頻リナル地ニ於テハ普ク必要ヲ感スル所ナルヘシ試ニ左ノ數項ヲ舉ケテ此希望ノ無稽ニアラサル所以ヲ明ニセシ

ヘクゾハ將タ亦何チカ忍フヘカラサランヤ

(三)道路保存上ノ必要 道路ヲ破損スルハ重ニ車輪ノ幅狹キ人力車ノ爲メナルコト明ケシ人力車ノ車體ハ輕小ニシテ容易ニ方向ヲ轉スヘキカ故ニ轆夫ハ道途ノ最モ平夷ナル部分ヲ選ビテ駛行スルコト通例ナリ是ヲ以テ歩行者ノ專用ニ屬スヘキ道路ノ兩側モ車輪ノ爲メニ縱橫搔キ亂レ雨雪ノ後等ニハ大ニ歩行ニ艱ムノミナラス裳又ハ靴ヲ汚シ大ニ閉口スルコトアリ原來車馬ノ通行ニハ強チ最モ平坦ナル道路ノミナラスト雖甚シキ困難アレトナシ之ニ反シテ人ノ歩行スヘキ部分ニハ毫毛凹凸ナキニ要スルモノナリ然ルニ道路ノ全体ヲ車輪馬蹄ニ蹂躪セラルレハコソ速ニ其修繕ヲ行ハサルヘカラサルコトモナルナレ一錢ヲ吝ムハ百錢ヲ失フノ古諺ニ近キ次第ナラスヤ其外ニモ腦力轉々發達中ノ小兒ヲシテ路上ニ在ル間不斷危惧不安ノ念アラシムルコトモ亦タ街路ニ區劃ナキニ因

スル一害ナリ此他ニモ穿鑿ナサハ尙幾多ノ利害ヲ發見スヘシ然レトモ余輩ハ既ニ以上述ヘタル所ヲ以テ充分趣意ヲ盡セリト信スレハ更ニ論歩ヲ進メテ實施ノ方法ニ關シ一言セシ

當局者ニ於テ市中ノ道路ニ等級ヲ付シ一二三四等道路ニノミ歩道ヲ設ケント定メラレタルコト固ヨリ適當ノ事ナリ（五等道路ハ區劃シ或ハ區劃セスト定メラレタリ）挾キニ過キタル道路ヲ區劃スレハ卻テ交通上不便ヲ醸シ又危險ノ度ヲ増スヘシ由テ此狹隘ナル危路ハ實地ノ狀況ニ照シ或ハ全ク行車ヲ禁絶シ或ハ路ノ一方ヨリ車ヲ通シ得ルコトニ限り（例之ハ東西ニ通スル巷ニアリテ單ニ東或ハ西ノ一方ヨリ通車セシムルカ如シ）或ハ時刻ヲ定メテ通車ヲ許可スル等便宜制限ヲ設クルコトナシ夫ノ既ニ區劃ヲ爲スヘキコト定メラレタル道路ニ在テハ設トヒ未タ豫定ノ路幅ヲ有スルニ至ラサルモ假リニ細溝ヲ設ケ樹木ヲ栽植シ惡氣蒸騰ノ源ナルヲ常トスレハ歩道ノ新定ト共ニ一切此溝ヲ埋滅シ從來溝ノアリタル地面ヲ歩道ノ敷地ニ加ヘ更ニ勾配ヲ有シ簡潔ナル流水溝ヲ歩道ト車馬道トノ境界ニ設クレハ一面ニハ廉價ヲ以テ道敷ヲ増得シ一面ニハ衛生上莫大ノ利益ヲ將來スヘシ是レ實ニ名案ニアラスヤ聊カ所思ヲ錄シテ當局者ノ參考ニ供シ併セテ今後各地方ニ於テ新ニ道路改築ノ計畫アラシ時幾分ノ資料トモナランコト庶幾ス因ニ記ス

獨逸國柏林府ニ於テハ通例歩道ノ幅ヲ全路幅ノ五分一ト定メ最ニ限ナシ同シク三間餘ト爲シ新造保存トモ接地主ノ負擔ニ屬セリ其他工事ニ關スル諸點ノ如キハ本問題ニ因縁ナケレハ敢テ茲ニ贅セス

○仮出獄ノ利用

スル等可成の輕便ノ方法ヲ以テ斷然至急ニ着手アラソク熱望ス余輩ノ希フ所ニ由レハ凡ソ道路ヲ三種ニ區別シ交通最モ頻繁ニシテ危險最モ大ナルモノヲ第一種トナシ可成の速ニ路幅取擴ケト同時ニ歩道設置ノ成功ヲ期シ之ニ次クモノヲ第二種トナシ當分路幅ノ取擴ケヲ猶豫シ可成の速ニ人道車道ノ區劃ヲ設ケルコトナシ其他ノモノヲ第三種トナシ車馬ノ通行ヲ制限スルノミニテ線路ニハ差向キ一切手ヲ下サハルコトナスヘシ今日ノ交通ハ主トシテ人力車ニアレハ大槩ノ繁華ナル道路ニ於テモ五六間ノ幅アレハ辛抱シ得ラルヘシ十年ノ後ハ兎モ角モ現在ノ狀勢ニテハ必スシモ十間前後ノ廣サヲ要セサル箇所過半ナラント憶測ス故ニ五六間以上ノ幅アル街巷ハ兩側ニ一間ツノ歩道ヲ構ヘ其餘ヲ車馬道トスレハ大抵差支ナカルヘシ茲ニ一舉兩得ノ利害アリ東京市中ノ街路ニハ大概左右店家ノ簷下ニ溝アリテ而カモ汚泥填塞本年一月ヨリ十月ニ至ル十ヶ月間ニ假出獄ヲ許可セラレタル人員ヲ聞クニ實ニ四百八十六人ノ多キニ居リ又其府縣別ヲ聞クニ多キハ四十六人少キハ一人ニシテ各府縣其數ヲ異ニシ又府縣ニ依リテハ一人モ假出獄者ナキ所アリト果シテ然ラハ甲縣ニ於テハ四十人ノ多キヲ假出獄セシニモ拘ハラス乙縣ニテハ一人モ此恩典ヲ蒙リシ者之レナキナリ如此甲乙其懸隔ノ甚シキハ果シテ如何ナル事實アリテ然ル乎是レ因員ト改悛者ノ多寡トニ因ルヘシト雖モ假出獄ヲ許サルハ平素ノ行狀ノ如何ニアルヲ以テ假出獄者ノ多寡ハ行狀勘査ノ方法如何ニ因ルナキヲ得ンヤ果シテ行狀勘査ノ方法ニ依リ差違ヲ生スルモノトセンカ甲縣ニテハ假出獄スルニ適當ノ者ト認ムルモ乙縣ニテハ之ヲ不適當ト認ムル事實ヲ生スヘシ夫レ假出獄ハ獄則ヲ謹守シ改悛ノ狀顯著ナル者ニシテ賞表ヲ得他囚ノ標的トモナリ刑期四分ノ三ヲ經タル者ニ與ヘラル

ヘキ恩典ニシテ感化遷善ヲ獎勵スルノ一大方便ナリ
然レ此恩典ヲ運用スルニ當テ慎重鄭重チ欠クハ
假令假出獄セシ者多キモ出獄後忽チ停止ニ逢ヒ再ヒ
監獄ニ歸來スル者多キヲ致スノ事實アリ又之ヲ利用
スルニ吝ニシテ之ヲ行フニ躊躇スルハ獎勵ノ道ヲ
杜絶スルニ至ルノ恐アリ是レ兩ナカラ假出獄ヲ利用
スルノ妙旨ヲ得タルモノト云ヒ難カルヘシ行狀ノ視
察ヲ慎重ニ爲シ賞表ノ與フヘキハ之ヲ與ヘ假出獄ス
ルニ濫用ノ嫌ヲ避ケ吝措ニ失スルノ憾ヲ除キ利用其
宜シキヲ得ルコトヲ勉メ大ニ感化遷善ヲ獎勵スルノ
實ヲ得ルニ庶幾カラン頃日府縣ニ依リテ假出獄者ノ
員數大差アルヲ聞キ聊カ疑ナキ能ハス茲ニ其數ヲ記
シ併セテ所思ヲ述フ

翻 譯

テ此職務ニ服スルハ市邑人民交互ノ義務ニシテ法律
ニ規定セル外ハ總テ無給トセリ又其撰任ノ方法ハ往
時ノ地方裁判所ノ存在セル市邑ニ於テハ裁判官之ヲ
特撰シ其他ニ於テハ近傍人民ノ撰擧ニ係レリ但シ當
撰者ハ代人ヲ出シ己レニ換ラシムルヲ許シ遷卒ノ
職掌ニハ條例法ノ規定セル數多ノ事務アリ又裁判官
ノ命令ヲ遵守スルノ義務アリト雖モ其習慣法ノ規定
セル主要ナル本務ハ罪人逮捕ノ一事ニシテ此本務ヲ
執行セシムル爲メニ遷卒タル者ニハ一人ノ有セサ
ル權力ヲ付與シタリキ今日所謂英國ノ「ポリスメ
ン」(巡査)ナルモノハ則チ昔日ノ「コンステーブル
ス」(遷卒)ニシテ其常人ニ異ナル所ノ特權ヲ有シ
專テ罪人逮捕ニ從事スル所以ノモノハ其原由スルト
コロ實ニ此慣習法ニ基クモノナリ
前世紀ノ間ニハ屢々地方自治ニ關スル諸條例等ヲ發
布シ市邑其他自治體ニハ概シテ有給ノ番兵ヲ設置セ

左ニ記載スル處ノモノハ英國倫敦府「マクミラン」
會社ヨリ出版セル「ゼエングリス、シチズン、ヒズ
、ライツ、エンド、レスボンシビリチース」(英國
臣民之權利及義務ト題セル叢書中ノ一ニシテ千八百
八十五年ノ近刻ニ係ル「ジャステス、エンド、ポリ
ス」(裁判官及警察官)ト題スル書中ニ就キ同國警
察法ノ起源沿革ニ關スル要領ヲ摘譯シタルモノナリ

○英國警察法沿革

今ヤ英國警察法ノ沿革ヲ按スルニ其今日ノ如ク兵式
ニヨリ組織訓練セル警官ノ一大團體ヲ置キ以テ國家
秩序ノ保持犯罪ノ搜索罪囚ノ逮捕等ニ從事セシムル
ニ至リタルハ年猶ホ淺ク此制ノ始メテ發生ヲ見タル
ハ今日ヨリ已往纔ニ六十年ノ間ニ在リ又英蘭全土ニ
有給警察官設置ノ制ヲ執行シタルハ實ニ千八百五十
六年以後ナリキ往古ノ制ニ據レハ市邑各々其撰擧ス
ル所ノ遷卒ヲ置キ以テ此職務ヲ執ラシメタリキ而シ

シムルノ制アリキ又或ル二三ノ地方ニ於テハ彼所謂
護鄉兵ナルモノニ幾多ノ改良ヲ加ヘタル如キ制度ヲ
施行シタルモノアリシモ亦皆十舊制度ヨリ新制度ニ
遷ル可キ中間ニ在リテ一時ノ便法トナシタルニ過キ
ス且ツ現行ノ制度中此ノ如キモノハ幾ント其痕跡ヲ
モ留メサルヲ以テ今茲ニ之ヲ詳說スルノ必要ナカル
ヘシ故ニ吾人ハ前節ニ於テ稍ヤ其端緒ヲ啓キタル習
慣法ノ規定セル遷卒ノ制度ヨリ進テ更ニ輒近ノ條例
法ニヨリ制定セル遷卒ノ制ニ移リ以テ現行警察隊ニ
就テ其要領ヲ論究セント欲ス
一千八百四十二年ニ發布セラレタル條例ハ實ニ遷卒
舊制ノ面目ヲ一新シタルモノト謂フヘシ今其要領ヲ
舉クレハ一寺區ニ住居スル滿二十五歳以上五十五歳
以下ノ強壯男子ニシテ救貧稅若クハ郡稅四磅以上ヲ
納ムル者ハ特別ノ不合格者并ニ免稅ヲ得タル者ヲ除
クノ外カ其寺區ノ遷卒ト爲ル可キ義務アル者トシ此

條例ヲ全國ニ頒布セリ然ルニ一科專業ニ從事スル輩
ニ至テハ固ヨリ此選卒タルヲ希望セサルヲ以テ獨
リ免除者ノ人數ノミ増加セリ此條例ハ今日尙條例法
典ノ中ニ存在スルト雖モ今ハ殆ント効力ナキ死法ニ
屬セリ又當時此條例ヲ實施シタル順序ヲ略述スレハ
區監ハ先ツ毎年其寺區内ニ於テ選卒トナルヘキ者ヲ
調査シ人名簿ヲ製シ之ヲ其地ノ特別裁判所ノ裁判官
ニ差出スモノトス而シテ該裁判官ハ人名簿ニ就キ人
撰ヲ行ヒ要用ト認ムル所ノ人員ヲ各寺區ニ配賦ス但
シ其撰ニ當リタル者ハ代人ヲ出スコヲ得又タ斯ノ如
クシテ撰任セラレタル選卒ハ單ニ其一寺區内ノミナ
ラス之ト聯合セル數區ニ在リテハ亦選卒タルノ職權
アリ然レモ裁判官ノ特命アルニ非サレハ其寺區ノ外
カニ於テ職務ノ責任ナシ選卒ハ幾何ノ手當金ヲ受ケ
ルヲアルモ概テ無給ヲ以テ通例トセリ其後又三十年
ヲ經テ千八百七十二年ニ至リ英蘭及ヒ威爾斯兩洲ノ
ニテモ非常選卒ニ任スルコトヲ得國務大臣ハ免除者
ニ對シ任命ヲ下シ又其全郡ヲ通シテ非常選卒召集ノ
命令ヲ發スルコトヲ得而シテ其命令ヲ受クル者服務
ヲ忌避シ又ハ正當ノ命令ヲ遵守セサルトキハ五倍ノ
罰金ヲ課セラル、モノトス又タ非常選卒ノ職權ハ尋
常ノ選卒ニ等シク又タ之ト同様ニ法律上特別ノ保護
ヲ享クルモノトス

斯ク變遷シ來リタル現行ノ警察制度ノ沿革ハ實ニ其
端緒ヲ愛爾蘭「ダブリン」府警察條例(千七百八十
六年)ニ發スルモノナリ則チ該條例ニ據レハ若干ノ
有給選卒ヲ置キ之ニ大ナル權力ヲ付與シ三人ノ總監
ヲシテ之ヲ管理セシメタリ千七百八十七年更ニ愛爾
蘭全縣ニ對スル條例ヲ制定シ其後又タ立法ノコアリ
テ終ニ愛爾蘭王國選卒隊ナル者ヲ編制スルニ至レリ
然リ而シテ彼ノ千七百九十二年ノ英蘭「ミッドルセ
キス」郡裁判官々制ナルモノハ實ニ此ノ「ダブリン」

郡ニハ較ヤ實力アル警察官設置ノ制ヲ執行シ隨テ寺
區選卒ノ撰任ハ殆ント不要ニ屬シ爾來四季裁判所ノ
裁判官ニ於テ必用ト認ムル時ヲ除キ平常ニ於テハ選
卒ノ撰任ヲ廢スルニ至レリ故ニ千八百四十二年ノ條
例ハ未ダ全ク其効力ヲ失ヒタルニアラサレモ實施ヲ
見ルノ場合ハ殆ント稀ナリシナリ

前項ニ述ヘタル如ク既ニ警察事務ヲ以テ常職トセル
吏員ヲ設置シ隨テ寺區選卒ノ常任ヲ廢シタル以上ハ
最早人民ハ全ク選卒タルノ責任ヲ免カレタルカト云
フニ猶未ダ然ルヲ得ズ何トナレバ他ニ千八百三十一
年ノ條例アリテ非常選卒ノ制ヲ規定スレハナリ而
此條例ノ實行ヲ見ルヲ往々之レ無キニ非サルヲ以テ
今マ左ニ其ノ要領ヲ摘述セン例ヘハ信憑スヘキ證人
アリテ陰謀或ハ重罪ノ發起又ハ發起ノ虞アリト告ゲ
誓言ヲ爲スニ於テハ裁判官(二人以上)ノ命ヲ以テ
近傍ノ住民中寺區選卒ノ免除者ヲ除クノ外カハ何人
府制ヲ模寫シタルモノニ過ギサルナリ同官制ニヨレ
バ郡中七箇ノ警察署ヲ設ケ各署六名ノ選卒ヲ置キ
給料ノ最高度ヲ一週十二志トセリ其後人員并ニ給料
トモ漸次増加シ千八百二年ニハ給料十六志人員八名
千八百十一年ニハ給料一畿(二十一志ナリ)人員十
二名トナリ千八百十三年ニハ內務大臣ニ於テ給料ノ
額ヲ決定スルコトナリ千八百二十一年ヨリ更ニ警察
裁判官及ビ內務大臣ノ監督ノ下ニ屬スルコトナレ
リ

首府警察隊ヲ創設シタルハ千八百二十九年ニシテ其
漸ク整備擴張スルニ及ンテ一ノ警察官廳ヲ設置シ之
ヲ國務大臣一人ノ下ニ直隸セシメ專ラ首府警察全隊
ヲ指揮監督セシムルト同時ニ治安裁判ノ職務ヲモ攝
行セシメ千八百五十六年ヨリ總監副總監ノ官職ヲ置
キ首府警察區ヲ管轄セシメタリ但シ龍動市ハ其區中
ニ在ルモ別ニ其管轄ヲ異ニセリ

龍動市ニ於テハ千八百三十九年ノ條例ヲ以テ特ニ新式ノ巡卒隊ヲ編制シ之ヲシテ市府共治味ノ監督ノ下ニ屬サシメタリ又其ノ他ノ市府ニ在リテモ多クハ有給巡卒隊ヲ設置シ之ヲ市會ノ監督ノ下ニ置キ又郡部ニ在テハ四季裁判所ノ裁判官ヲシテ有給巡卒隊ヲ撰任スルコト、ナシ其間較ヤ錯雜シテ一定ヲ得サリシモ千八百五十六年ノ條例ヲ以テ更ニ新巡卒隊ヲ編制シ以テ始メテ英蘭全土ニ普チ警察制度ヲ施行スルニ至レリ而シテ前年中ニ教養シタル郡又ハ市府ノ巡卒隊ニシテ人員并ニ訓練ニ不足ナシトシ内務大臣ノ證明書ヲ得ルトキハ其郡又ハ市府ニ於テ次年ノ警察費中被服料及ビ給料ニ充ツベキ費用ノ四分ノ一ニ超ヘサル金額ヲ國庫ヨリ支給スルコト、セリ其後千八百七十五年ヨリ漸次其支給額ヲ増加シ現今ニ於テハ殆ント其費用ノ半額ヲ國庫ヨリ支辨スルニ至レリ又内務大臣ハ巡卒隊ヲ監督スル爲メ檢閱官ヲ派出シテ

各郡府ヲ巡回セシメ其訓練及ビ配置人員ノ當否ヲ查察シ事務ノ成績ヲ檢閲セシムルノ法アリ(千八百八十三年「ミツケルマス」「聖ミツセス」ノ祭日ニシテ九月廿九日ヲ云フ)
 畢ル一年度ニ國庫ヨリ支出セル金高百三十二万二千五百二十六磅ナリ而シテ警察費ノ總額ハ三百三十六万七千六百七十八磅トス但シ龍動市ハ特立ノ經濟ナレバ國庫ノ補助ヲ受クル所更ニナシ)
 上來叙述シタル如ク英蘭ノ警察隊ハ首府警察(一)郡警察(二)府警察(三)龍動府警察(四)ノ四類ニ分レタリ(千八百八十二年ヨリ三年ニ亘リ本文四種ノ警察人員ヲ舉グレバ首府警察一万二千六百六十八人郡警察一万一千二百五十五人府警察九千六百八十五人龍動市警察八百八十五人總計三万四千四百八十八人ナリ英蘭人口ハ最近ノ調査ニ據リ二千五百九十七万四千四百三十九人ナリ)今龍動警察ノ一ヲ除キ自餘三警察ノ組織權限ヲ左ニ畧述ス可シ

一、首府警察ノ管轄地タル其面積ハ英蘭ノ一小部ニ過キスト雖モ其人口ニ至テハ全國ノ六分ノ一、犯罪ノ數ハ其四分ノ一巡查ノ數ハ其ノ三分ノ一ヲ占ム(予ノ記憶ヲ以テスレバ首府警察區トハ「チャーリング、クロウツス」ヨリ十二英里ノ内ニ在ル寺區(龍動府ヲ除ク)ハ勿論此ノ外ニ連亘スルモ猶ホ同ジク十五英里ヲ超ヘサレハ悉ク之ヲ區中ニ編入ス但シ首府警察ヲ以テ首府警察裁判所管轄區ノ一縣中央刑事裁判所ノ管轄區又ハ首府工事局所屬地ト混同ス可カラズ又首府警察隊ハ「ウールウキチ」「ボルツマウス」「デボンボルト」「カザーム」及ビ「ペンブローク」ノ如キ龍動ト隔絶シタル地ノ船廠ノ如キモ其委嘱ヲ受ケテ之ヲ管轄セリ)
 首府警察隊ハ中央政府ニ隸屬シ曾テ地方廳ノ控制ヲ受クルコトナシ設令ハ總監副總監ノ如キハ英國女皇陛下ノ殊トニ親任スルトコロニシテ女皇陛下ノ外他

ニ對シテハ毫モ責任ヲ負フ所ナク又警察全体ノ指揮監督及ヒ其他任免黜陟等總テ總監ノ管理スル所タリ之ニ加フルニ近來首府ノ地方政務ヲシテ益々警察官ニ委托スルノ有様トナリ現今ニ在リテハ總監ハ管ニ其隊員ヲ統轄スルノミナラス又府民一般ニ對シテ指揮スル所ノ職權アリ則ハ千總監カ街頭商賈ヲ監視シ營業馬車ニ許否ヲ與フルカ如キ事務ヲ管掌セリ他ノ市邑ニ於テモ亦タ是等ノ事務アリト雖モ皆ナ之ヲ其市邑會或ハ其委員ニ委任シ絕テ警察官ヲシテ之ヲナサシムルモノアラサルナリ
 二、郡警察ニ於テハ四季裁判所ノ裁判官ノ支配ヲ受

○メルボオン監獄吏員服務規律

メルボオンハ濠洲ビクトリア洲ノ都府ニシテ

英國殖民地ノ一ナリ

總則

第一條 此規律ハ左ノ吏員ニ適用ス

總監 監獄所屬官廳ノ責任ヲ有スル長官ヲ云フ

監察官 監察總監監察副總監并ニ其代理官ヲ云フ

フ

看守長 監獄ノ戒護ヲ掌ル官吏ヲ云フ

庶務員 監獄ノ庶務ニ従事スル官吏ヲ云フ

女監取締 監獄ノ重要ナル女官吏ヲ云フ

戒護掛 上等看守以下ノ諸備員工業監督ヲ云フ者ハ除ク

第二條 市邑若クハ地方獄ノ看守及一時ノ備員ハ評議官長之ヲ任命ス其給料ハ所屬官廳ノ支辨ニシテ

此規律ニ服従スヘキモノトス

第三條 凡ソ吏員タル者ハ所屬廳ノ定令定規ヲ熟知シ且其定令定規并ニ監察官其他上官ヨリ時々通達スル所ノ訓令等ヲ遵守スヘシ

第四條 各監ニ於テ諸令達扣ヲ備ヘ置キ諸命令諸訓令ヲ登記スヘシ但一時限又ハ不緊要ナル命令并ニ

守長ニ告知シ且之ヲ處辨スル爲メ各所ニ規定シア

ル正當ノ手續ヲ經テ看守長ニ移送スヘシ又監察官ニ廻付ヲ要スルモノハ之ヲ廻送スヘシ

第七條 吏員ハ所屬廳ニ關スル事件ヲ新聞紙ニ通告掲載スヘカラス若シ苦情アレハ正當ノ手續ヲ經テ

監察官ニ歎願スヘシ但此ノ如キ歎願ヲ爲スハ歎願者ニ於テ其實事ヲ知得セシヨリ一週間内ヲ限トス

第八條 吏員ハ許可ナクシテ自己ノ職務ヲ離ルヘカラス又勤務中ハ其定席ヲ去ルヘカラス

第九條 吏員ハ勤務中ハ各自ノ官等ニ應スル制服ヲ正當ニ着用シ軍裝スヘキ者ハ其軍裝兵器及彈藥ヲ何時ニテモ着用携帯シ得ル機備ヘ置クコトニ注意スヘシ

第十條 吏員ハ其職務ヲ行フニ當リ又ハ其職務ニ連帶セシ事柄ニ付外人ヨリ更ニ賃金又ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

訓令ハ之ヲ登記スルニ及ハス

登記済ノ上ハ掛官ニ廻附シ掛官ノ閱了セシ上ニテ片付置クヘシ

此諸令達扣ハ何時ニテモ掛官ニ交付セラルヘシ

第五條 各吏員ハ其職務ノ範圍外ニ涉ラサル限リハ諸規則命令及訓令等ヲ嚴密ニ施行スルコトヲ務ムヘシ

獄内又ハ勞働中ニ在テ怠惰不從順若クハ不行狀ナル者ヲ認知セシキハ遲怠ナク正當ナル官吏ノ手ヲ經テ之ヲ看守長若クハ監察官ニ申告スヘシ恩惠若クハ信切其他ノ言託ヲ以テ之ヲ申告スルコトヲ欠クヘカラス

第六條 諸令達並ニ上官ヨリノ通知ニシテ獄事ニ關スルモノハ總テ之ヲ看守長ニ告知スヘシ看守長又之ヲ各掛員ニ通知スヘシ

下官ヨリノ通信報告訴願又ハ公務上ノ通知モ亦看

第十一條 吏員ハ行狀端嚴ニシテ職務ニ勵精シ事務ヲ扱フ上ニ於テ精密ナランコトヲ要ス又囚徒ヲテ尊敬ト從順ノ念慮ヲ生セシムヘキ善例ヲ施スコトニ注意スヘシ

第十二條 吏員ハ嚴格且ハ温和以テ囚徒ニ臨ミ極メテ必要ナル場合ヲ除クノ外ハ勉メテ憤怒ヲ招致スヘキ言語容姿ヲ避ケ以テ囚徒ヲシテ從順ノ念慮ヲ鞏固ナラシムルヲ要ス

第十三條 吏員ハ囚徒ノ逃走ヲ豫防スルニ足ル諸種ノ手段ヲ用ヒ又其防禦方ニ就テハ最モ注意盡力シ又許可ヲ得サル外人ト囚徒ノ交通スルコトヲ防クヘシ

第十四條 吏員ハ何人タリトモ囚徒及其親屬故舊ヨリ贈與ヲ受ケ又ハ囚徒及其親屬故舊ト通商交易スルコトヲ得ス

又職務上正當ニ許可セラレタル事柄ニシテ必要ア

ル場合ヲ除クノ外ハ囚徒及其親屬故舊ト通信スルコトヲ得ス

第十五條 吏員ハ囚徒ノ談話及行爲ヲ督視シ、其面前ニ於テ吸烟シ又ハ不都合ナル言語ヲ用ヒ又ハ相互ニ喧嘩口論シ又ハ各自ノ職務及獄務上ノ事項ヲ說話スル等ノコトナキヲ要ス

又何人タリトモ囚徒ト相狃レ又ハ他ノ吏員ヲシテ親狎ナラシムルコトヲ禁ス

第十六條 囚徒ヨリ看守長若クハ巡回裁判官若クハ醫師ニ接見ヲ求ムルカ又ハ上官ニ向テ訴願セント乞フハ之ヲ聽得セシ吏員ヨリ其旨ヲ看守長ニ申報スヘシ

又囚徒自ラ要求セサルモ其形容健康ナラサルカ又ハ特ニ注意スル者アルトキハ之ヲ認知セシ者ヨリ看守長ニ告知シ其注意ヲ喚起スヘシ

第十七條 監獄構内ニ居住スル吏員ハ監察官ノ制定第廿條 監獄用又ハ此規律ニテ吏員ニ特許セラレタル業務外ノ役業ハ監察官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ設クルコトヲ得ス

問 答

第一問 關西 水谷 散史
警察ニ消極積極ノ區別アルハ如何
愛知 城南 逸 夫

第二問 巡查駐在所制度ノ利弊及其弊害ヲ防止スルノ方按ヲ問フ
神奈川 秋 田 稔

第三問 歐米諸國ニ於ケル出獄人保護會社ノ組織ヲ問フ
東京 竹 助 道 人

第四問 仮出獄ノ要件ヲ問フ

寄 書

○高利貸ヲ掃蕩スヘシ

セシ時限内ハ囚徒ヲ家事ニ使用スルコトヲ得但家事ニ使用スルノミニテ機械ヲ要スル業種若クハ囚徒ノ熟達セル業務ニ徒役スルコトヲ許サス

第十八條 前條所定ノ家事ニ使用スル外吏員ノ利益トナルヘキ事業ニ使用スルハ其賃錢ヲ仕拂フヘシ若シ賃錢ヲ仕拂ハサルトキハ如何ナル囚徒ヲモ使役スルコトヲ許サス

吏員中機械ヲ要スル業種若クハ囚徒ノ熟達セル業務ニ使用セントスル者アルトキハ囚徒備入手續ニ據リ看守長ニ請願スヘシ

賃錢ハ總監ノ定ムル所ニ依ル而シテ其賃錢ハ備入吏員ノ月給内ヨリ差引クモノトス其工業ニ要スル機械及素品等ハ總テ備入吏員ノ負擔トス

第十九條 看守長又ハ工業監督吏員ハ囚徒ノ勉勵心ヲ養成誘發スルコトヲ務メ又商業及物品製作上ニ關スル教令ヲ設行スルコトヲ務ムヘシ

采 田 居 士

國家ノ成立ハ國民ノ元氣ニ根據シ國民元氣ノ消長ハ幸福ヲ得ヘキ道ノ難易ニ關繫スルヤ多シ何ヲ以テ之ヲ謂フ夫レ國民進取ノ志ナク廉耻ノ節ナクレハ國運ノ衰耗シ國權ノ弛縮シ甚シキニ至テハ國家ノ獨立ヲ危フスルモ以テ意ト爲スコナキニ至ラン果シテ然ラハ國家ハ將タ何ニ依テ以テ能ク其安全ヲ保維スルコトヲ得ヘキヤ人々幸福ヲ得ヘキ望ナケレハ將タ何ノ期スル所アリテ發奮能ク力ヲ效スモノアラソ元氣ノ盛ノナルハ青年ノ時ニ過クルハナシ西諺ニ曰ク幼ニ勉メ老ニ樂ムト是ヲ以テ少壯者ノ辛酸ヲ嘗メ艱楚ヲ甘ゾスルハ一ニ他日ノ幸福ヲ念ヘハナリ然リト雖若シ一旦蹶躓スルコアレハ頓ニ沮喪シテ狂態ヲ發シ自棄ノ愚ヲ演スルモノモ亦タ少キニアラス是レ少壯者ノ通弊ナリ固ヨリ自ラ招ク所ノ殃ナレハ他ヨリ匡救スヘキニハアラスト雖未タ世故ヲ經ス利害ヲ分別スルノ識量乏キノ致ス所ナリトスレハ亦タ大ニ恕スヘキモノアリ而カモ一面ヨリ觀察スレハ國家ノ柱礎トナルヘキ貴重ナル企業心ヲ有スル人物ヲ驅リテ溝壑ニ委スルニ異ナラサレハ國家ノ爲メニ決シテ坐視スヘカラス況ンヤ其員數少小ナルニアラサルニ於テナヤ

予ノ今此クノ如キ冒頭ヲ置キテ論シ出タサント欲スルノ趣意ハ近年全國到ル所ニ所謂高利貸ナル不當ノ營業者繁殖シ常ニ爪牙ヲ磨キテ温良ノ人民就中人事ノ經驗ニ富マサル少壯書生等ヲ驅リテ弄中ニ陥レ以テ其利ニ飽カントスル者益々多シト聞キ國家ノ爲メ憂慮ニ勝ヘサレハ政府ニ於テ特別ノ法ヲ設ケラレ次期ノ人世ヲ構成スヘキ有爲少壯者ノ減少若クハ滅絶スルヲ防禦アラソクニ熟望シテ已マサルナリ前後ノ思慮モナク一時ノ遊資ヲ得ント欲シ若クハ他ノ義務ニ責メラル、チ厭ヒ他日不測ノ災害ヲ將來スルノ憂チモ忘レ不圖自ラ陷罪ニ踏ミ入ル者ハ學校ニ在リ若クハ學校ヲ出テ、未ダ世路艱難ノ味ヲ嘗メサル者ニ多ケレハ其機ニ乘シ巧ミニ暴利ヲ計ル者ハ最モ惡ムヘキナリ故ニ此不正ノ營業者ヲ嚴重ニ檢束アラソモ其處置決シテ失當ニアラサルヘシ因ニ獨逸國千八百八十二年五月二十四日付法律ノ摘要ヲ掲ケ以テ敢テ當局者ノ參考ニ供ス若シ今ニシテ此惡弊ヲ矯正スルコトヲ爲サレハ實ニ豫想スル能ハサルヘキ大害ヲ後日ニ貽スヲアラソク恐ル切ニ希クハ愚衷ヲ採納アラソクナ

該法律ハ制規ニ超過スル利子ヲ收ムルヲ禁シ合セ

テ左ノ罰例ヲ包含セリ

何人タリトモ、他人ノ難澁、輕嫖(前後ノ考)或ハ無經驗ヲ利用シ貸金ヲ爲シ又ハ請求金ヲ延期スル場合ニ於テ、自分又ハ第三者ニ、財産上ノ利益ヲ約束又ハ許與セシメ、而シテ其利益ハ通常ノ利子ノ割合ニ超過スルコト、其場合ノ情勢ニ從ヒ受クル所ノ利益ト與フル所ノ効用ト驚クヘキ不鈞合ヲ爲スカ如キトキハ不正射利ノ罪トシテ六ヶ月以下ノ懲役ト同時ニ三千馬克(凡ソ我千)以下ノ罰金トニ處シ仍ホ國民名譽權ノ剝奪ヲ付加スルコトヲ得

何人タリトモ、身分又ハ第三者ニ不正射利的ノ財產上ノ利益ヲ掩包シ、或ハ爲替ヲ以テ、又ハ名譽ヲ典シ、名譽ノ一言ヲ爲シ、宣誓ヲ行ヒ、或ハ此類ノ證言ニ由テ、約束セシムル者ハ一年以下ノ懲役ト同時ニ六千馬克以下ノ罰金トニ處シ、仍ホ國民名譽權ノ剝奪ヲ付加スルヲ得

何人タリトモ不正射利ヲ營業的及習慣的ニ行フ者ハ三ヶ月以下ラサル懲役ト同時ニ百五十乃至一萬五千馬克以下ノ罰金ニ處シ仍ホ國民名譽權ノ剝奪ヲ付加スルヲ得

(以下圖出)

全國警察監獄統計

○本表ハ府縣別トシテ掲載スヘキ見込ナリシモ警察ニ在ツテハ千葉縣奈良縣監獄ニ在ツテハ秋田縣滋賀縣ノ材料チ欠キ發兌日ニ差迫リ如何トモスル能ハス止ムナク其總計チノミ掲載シ縱カニ其責チ塞ケリ但前四縣ノ統計ハ次号以下ニ於テ掲載スヘキヲ以本表ニ合算シ參觀セラレソク又府縣別ノ統計モ紙上ノ都合ヲ以漸次掲載スヘシ

警察署	分署	駐在所	全上受持區	警部	警部補
六百〇七個所	七百六十五個所	一万〇三百八十四個所	一万〇七百十五管區	一千三百十六人	一千二百九十九人
巡查	内勤	内勤	内勤	特務豫備	請願
二万五千四百五十二人	二万一千九百八十八人	一千九百十五人	六百一十七人	五百三十九人	三百七十九人
警察備	戸數	人口			
一千百一十二人	七、六五、一三九四	三七、七四、九四九九			

監獄	典獄	副典獄	看守長	看守副長	書記
百八十四個所	拾人	三拾三人	兼五拾人 百九十五人	兼四十一人 百五十二人	二百七十七人
看守	教誨師	醫師	女監取締	押丁	授業手
四千七百四十人	百四十五人	二百五十九人	兼三人 百九十四人	四千九百八十八人	三百五十七人
刑事被告人	囚人	懲治者	別房留置者	攜帶乳兒	
七千九百四十二人	四万九千二百〇三人	二百〇二人	六百六十五人	二百二十人	

法令註解

○議會並議員保護法ノ解

凡ソ國家カ法律ヲ立テ制度ヲ設クルハ一トシテ社會ノ必要ニ出テサルハナシ乃チ法律制度ハ社會ノ情勢ノ反影ナリ社會ノ事實ハ原因ニシテ而シテ國家ノ行爲ハ結果ナリト謂フヘシ今ヤ我國社會ノ情勢ヲ考フルニ人民ノ政治思想ハ國會開設ノ日ニ近ヨルニ從テ加速ノ増進ヲ爲シ漸ク國民ノ輿論ヲ以テ百般ノ政務ヲ監督スルノ習慣ヲ成サントス是レ吾人ノ欣喜ニ堪ヘサル所ナリト雖トモ政治思想ノ運行スル所動モスレハ其軌道ヲ離レテ詭激粗暴ノ競争ヲ爲シ遂ニ代議政ノ人民ニ必要ノ責任ヲ忘レ議會及議員ニ對シ往々穩ヤカナラサルノ舉動ヲ示ス者ナキニアラス是レ吾人カ代議政治ノ爲メ常ニ歎息ニ堪ヘサリシ所ニシテ而シテ又國家カ此保護法ヲ發布スルノ必要ヲ感シタル所以ナラン余輩ハ爰ニ此法律各條ノ註解ヲ施シ併セテ議會及議員ノ保護ニ付警察權干涉ノ程度ヲ一言セント欲ス

第一條 法律ヲ以テ組織シタル議會ニ對シ公然誹

法令註解

毀侮辱シタル者ハ二月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以上百圓以下ノ罰金ヲ附加ス但議會ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

本條ハ議會ノ名譽權ヲ保護スルモノナリ議會ハ之レヲ組織スル所ノ議員及其他ノ個人ト均シク他ヨリ其名譽ヲ毀損セラレサルノ權利ヲ有ス此權利ヲ毀損スルノ行爲ヲ誹毀侮辱ト稱ス而シテ誹毀侮辱ノ行爲ヲ構成スルノ要素三アリ曰ク惡意曰ク公然ナル事曰ク無實ナル事是レナリ

第一誹毀侮辱スル者若シ惡意ニ出テサルトキハ其罪ヲ構成セスト雖トモ被告人ニ於テ其惡意ナキコトヲ證明セサルトキハ都テ惡意アルモノト認メラルヘシ英國ニ於テ有名ノ判事ベイリー氏曰ク余若シ他人ヲ誹毀侮辱シタルトキハ余ガ曾テ其人ヲ知ルト否トヲ問ハス又其人ノ名譽ヲ害スルノ惡意アルト否トヲ論セス法律ハ則チ惡意アリテ誹毀侮辱シタルモノト推測ス何トナレハ人ヲ誹毀侮辱スルハ其事已ニ不正ニシテ且有心ノ所爲ナレハナリト蓋シ誹毀侮辱ノ惡意ニ出テサルト否トハ被告人ニ於テ其惡意ニ出テサルトコトヲ證明シ得ルト否トニ由リ決セラルハ其原則ト爲セハナリ

第二誹毀侮辱ハ公然ナルニアラサレハ罪ヲ成サスト雖トモ公然トハ當ニ新聞紙出版物公開ノ集會及議會ノ會場ニ於テ誹毀スルヲミチ云フニアラス苟モ第三者ノ見聞スル所ニ於テ誹謗スル者ハ理ニ於テ都テ之ヲ公然ノ誹毀ト云ハサルヲ得ス去リナカラ名譽ナルモノハ其之ヲ享ル者カ他人ノ心ノ中ニ有スル所ノ或ル信用ニ外ナラサレハ他人ノ見聞セサル所ニ於テ議會ヲ誹毀シ又ハ一二ノ見聞スル人アルモ其誹毀ノ事廣ク他ニ傳播スルニアラサレハ事實ニ於テ議會ノ面目ヲ傷フ程ノコトハナカルヘシ然リト雖トモ今議會ノ會場ニ於テ他ニ一名モ傍聽人ナキ場合ニ議會ヲ誹毀シ又ハ議會ヲ誹毀スル所ノ親展ノ書翰ヲ議會ニ向テ送附シタルトキハ誹毀侮辱ノ罪ヲ成スヘキ乎此事一個人ニ對スルトキハ勿論罪ヲ成サスト雖トモ議會ハ無形ニシテ之レヲ組成スル所ノ議員ハ又第三者タルノ身分ヲモ有スルモノナレハ議會ヲ以テ直チニ一個人ト同一ニ論スヘカラサルモノアリ此點ニ就テ他日更ニ論述スルコトアルヘシ

第三公開ノ議會ニ顯ハレタル事實ヲ直叙シ其事實ニ基ヒテ是非ヲ辨シ利害ヲ論スルハ假令其事實ニ議會ノ汚辱トナルヘキコトアルモ決シテ罪トナラス刑法

以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條ハ議員ノ公務上ニ於ケル名譽權及身体安固ノ權ヲ保護スルモノナリ名譽權ヲ毀損スルノ行爲タル誹毀侮辱ニ於テハ第一條ノ解ヲ以テ充分ナレハ又重シテ爰ニ之ヲ説クコトヲ要セス唯夫レ本條ハ議員公務上ノ言論行爲ニ對スル誹毀侮辱ヲ罰スルモノナレハ其一個人タルノ身分ニ對スル誹毀ハ事實ノ有無ヲ問ハス刑法第三百五十八條ニ依リ處斷セラルヘシ本條ハ議員ノ告訴ヲ待タスシテ其罪ヲ論スルノ例ナリ然ルニ新聞紙條例第二十五條及出版條例第三十一條ニ於テハ新聞紙及普通出版物ノ記載ノ事項ニ付誹毀ノ訴ヘテ受ケタル場合ニ於テ其私行ニ涉ルモノヲ除クノ外裁判所ニ於テ其人ヲ害スルノ惡意ニ出テス專ラ公益ノ爲メニスルモノト認ムルトキハ被告人ニ事實ヲ證明スルコトヲ許スコトヲ得トアリテ第一刑法ト同シク告訴ヲ待テ其罪ヲ論シ第二被告人ニ事實ノ證明ヲ許スト否トハ裁判所ノ權内ニ在リ今夫レ新聞紙又ハ普通出版物ニ於テ議員ノ公務上ノ言論行爲ニ付誹毀侮辱スルモノアルトキハ本法ニ依ルヘキ乎將タ新聞紙出版ノ條例ニ依ルヘキ乎本法ニ依ルトキハ裁判所ハ被告人ノ告訴ヲ待タスシテ其罪ヲ論シ被告人

第三百五十八條ニ於テハ惡事醜行ヲ摘發シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事實ノ有無ヲ問ハス之レヲ罰スルノ例ナレトモ議會ハ公共ノ事ヲ議決スル所ニシテ其本体已ニ公ケノモノナレハ一個人ノ如ク私行ニ屬スヘキ事柄ノアルヘキ謂レナシ是レ本法ニ於テ被告人カ事實ヲ證明スルコトヲ得ルトキハ其罪ヲ構成セサル所ニナラン刑法ニ於テハ官吏ノ名譽權ヲ毀損スルノ所爲ヲ侮辱ト云ヒ常人ノ名譽權ヲ毀損スルノ所爲ヲ誹毀ト稱シ各規定ヲ異ニスト雖トモ誹毀モ侮辱モ人ノ名譽權ヲ毀損スルノ所爲タルニ至テハ一ナリサレハ本法ニ於テ誹毀侮辱ト二句ヲ列シテ其用法ヲ異ニセスコハ文字上ノ事ナレトモ刑法上人ノ耳目ニ慣レタル言葉ナレハ疑ヒノ起ランコトヲ恐レ斯クハ一言スルモノナリ

本條ハ議會ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ストアルカ故ニ直チニ警察ノ干涉ヲ要スル所ナシト雖トモ公開ノ集會ニ於テ議會ヲ誹毀侮辱シタルトキハ其監臨官ノ證人トシテ出廷ヲ求メラルヘコトナキニアラサルヘシ

第二條 前條議會ノ議員ニ對シ其公務上ノ言論行爲ニ付公然誹毀侮辱シタル者又ハ議員ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ一年以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓

ハ裁判所ノ許可ヲ待タスシテ事實ヲ證明スルコトヲ得惟フニ新舊二法其規定ヲ異ニスルトキハ新法ニ從フチ原則トス故ニ議員ノ公務上ノ言論行爲ニ對スル誹毀ハ新聞紙又ハ普通出版物ノ上ノ誹毀ト雖トモ都テ本法ニ依リ處斷セラルヘシ從テ本條ニ就テハ警察ノ干涉スヘキ所甚タ少ナカラス乃チ新聞紙ニ普通出版物ニ集會ニ議會ニ議員公務上ノ言論行爲ヲ誹毀侮辱スルモノアラサルヤ否ヤヲ觀察シ若シ其犯罪アリト認ムルトキハ當局者ニ於テ直チニ告發ノ手續ヲ爲サハルヲ得ス

人ハ都テ他人ヨリ其身体ノ安全ヲ妨ケラレサルノ權利ヲ有ス此權利ヲ妨害スル所ノ一種ノ行爲ヲ暴行ト云フ暴行ハ腕力ヲ以テスル有形ノ所爲ニシテ其果シテ暴行ナリヤ否ヤハ裁判官ノ認定如何ニ在リト雖トモ警察官ハ本條ニ依リ常ニ暴客ノ舉動ヲ監視シ以テ議員ノ身体ノ安固ヲ保護スルノ責任ヲ有ス

第三條 議員其公務ヲ行フニ當リ暴行脅迫ヲ以テ其言論行爲ヲ妨害シタル者ハ四月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條ハ議員ノ其公務上ニ於ケル言論行爲ノ自由ヲ保護スルモノナリ抑モ議員ハ人民ノ撰舉ニ依リ其代議

法令註解

五十八

士トシテ議會ニ臨ムモノナリト雖トモ其議會ニ臨ムニ於テハ專ハラ自己ノ良心ヲ從テ發言シ及行爲スルノ自由ヲ有シ決シテ他人ノ指圖ヲ受クヘキモノニアラス其指圖ヲ被ムルヘキ者ニアラス然ルニ今主義ヲ均フシ意見ヲ同フセサルノ故ヲ以テ議員ノ出場ヲ妨ケ或ハ其發言ヲ妨クルカ如キ者アラハ是レ代議政ヲ破壞スル者ナリ即チ本條ニ於テ議員ノ公務上ニ於ケル言論行爲ノ自由ヲ保護スル所以ナリ而シテ直接ニ之レカ保護ノ任ニ當ル者ハ警察官ナリ警察官ハ斯ル妨害ノ疑ヒアル場合ニ於テ或ハ議員ノ出場及退場ノ途次ヲ保護シ或ハ議長ノ請求ニ應ジテ直チニ妨害ヲ除去スルノ義務ヲ有ス

第四條 議員ノ職ヲ辞セシムルノ目的又ハ其公務上ノ言論行爲ヲ妨害セントスル目的ヲ以テ議員ヲ脅迫シ又ハ恐喝シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

本條ハ議員ノ在職ノ安全及其公務上ノ言論行爲ノ自由ヲ保護スルモノナリ近來議員ニシテ反對黨ニ屬シ又ハ自己ト意見ヲ異ニスル者アルトキハ之レニ向テ辭職ヲ勸告スル者往々ニシテ之レアルヲ見受クルナ

本條ノ罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ之レヲ論スル所以ノモノハ他ナシ脅迫又ハ恐喝ハ被害者ノ心意上ニ及ス所ノ無形ノ勢力ナルヲ以テ其果シテ脅迫又ハ恐喝ナリヤ否ヤハ外ヨリ之レヲ認ムルコトヲ得サレハナリ

第五條 第二條第三條ノ罪ヲ犯シ因テ議員ヲ毆傷シタル者ハ刑法毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

第二條第三條ノ罪ヲ犯シ因テ議員ヲ毆傷スルモノハ畜ニ議員ノ身体安固ノ權ヲ害スルノミナラス又代議政治ノ運行ヲ妨害スル者ナリ是レ刑法毆打創傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷セラル、所以ナラン

獨逸刑法

第五五條 聯邦中ノ共和國ノ上院民撰議院又ハ獨逸國及ヒ聯邦諸國ノ立法院ヲ強制ヲ以テ亂サント企タル者又ハ強迫シテ決議セシメ又ハ其決議ヲ廢止セシメ又ハ議院ヨリ議官ヲ放逐セシメント企タル者ハ五年ヨリ短カ、ラサル徒刑又ハ其期ニ等シキ時間監禁ノ刑ニ處ス

法令註解

リ又同一ノ議論ニシテ自党ノ人ノ口ヨリ發スルハ之レヲ賛成シ反對黨ノ人ノ口ヨリ發スレハ之レヲ妨害セントスル者ナキニアラス此ノ如キハ是レ自己アルヲ知テ他人アルヲ知ラス党派アルヲ知テ國民アルヲ知ラサル者ト云ハサルヲ得ス今此風潮ヲシテ其趨ク所ニ放任セン乎議會ハ遂ニ党派ノ爭論場ト爲リ眞正ノ代議政ハ遂ニ我國ニ行ハレ難キニ至ランモ又計ルヘカラス若シ夫レ議員ニシテ万一ニモ撰舉者ノ面目ヲ汚シ其利益ヲ害スルカ如キ言論行爲アルニ於テハ穩カニ之レニ向テ其言論行爲ヲ改メシムコトヲ勸告シ而シテ猶聽カサルニ於テハ穩當者實ノ方法ヲ以テ之レニ辭職ヲ勸告スルモ妨ケナシト雖トモ或ハ決闘ヲ申込ミ或ハ示威運動ヲ爲シ或ハ強談ヲ爲スカ如キ脅迫又ハ恐喝ノ方法ヲ以テ辭職ヲ勸告スルニ至テハ已ニ是レ所謂行動自由ノ範圍ヲ超ユルモノナリ殊ニ党派ノ爭ヒ又ハ意見ノ異ナルカ爲メ此方法ヲ以テ辭職ヲ勸告スル者ニ至テハ畜ニ議員ノ權利自由ヲ害スルノミナラス又政治ノ運行ヲ害シ國家ノ安寧ヲ妨クルモノト謂ハサルヲ得ス是レ本條ニ於テ脅迫又ハ恐喝ニ依リ辭職ヲ勸告シ又ハ言論行爲ヲ妨害セントスル者ヲ制裁スル所以ナリ

若シ酌量輕減アル時ハ一年ヨリ短カ、ラサル監禁ニ處ス

第六六條 前條ノ諸議院ノ議官ニ暴行又ハ害ヲ加ヘント恐嚇シ其議院ニ出ルヲ妨ケ又ハ投票ヲ妨ケタル者ハ五年ヨリ短カ、ラサル徒刑又ハ其期ニ等シキ時間監禁ノ刑ニ處ス

佛蘭西刑法

第九九條 噪聚暴行脅迫ヲ爲シ一人又ハ數人ノ公權ヲ行フヲ妨ケタル者ハ六月ヨリ少カラス二年ヨリ多カラサル時間禁錮ノ刑ニ處シ且五年ヨリ少カラス十年ヨリ多カラサル時間議員選舉ノ投票ヲ爲スノ權及ヒ議員ニ選舉セラル、ノ權ヲ行フコトヲ禁ス

白耳義刑法

第三十七條 凡諸聚強暴脅迫ヲ以テ國人ノ政權ヲ妨クル者ハ十五日ヨリ一年迄ノ禁獄ニ處シ二十六「フランク」以上一千「フランク」以下ノ罰金ヲ科ス

印度刑法

法令註解

第二百二十四條 印度總督官、縣宰、權縣宰、印度總督府議員、縣議員ヲシテ強テ其公權ヲ行ハシメ又ハ之ヲ行フコトヲ妨クルノ意ヲ以テ或ハ是等ノ官吏ヲ侵襲シ或ハ不法ニ之ヲ抑制シ或ハ威力ヲ藉リ又ハ威力ヲ示シテ之ヲ恐嚇シ或ハ之ヲ恐嚇セント試ル者ハ七年ヨリ多カラサル各種ノ禁獄及ヒ罰金ニ處ス

警察巡閱規則ノ發布セラレシハ明治二十年六月ニシテ實ニ內務省訓令第三十六號ニ係レリ抑此規則ノ發布タル蓋深旨アツテ存スルモノアルヘキハ論ヲ待クスト雖皮相ヨリ推究シテ之レカ異相ヲ叩キ外觀ヨリ測量シテ其內構ヲ窺ヒ以テ本規則ノ旨趣ノ在ル所ヲ講究スルハ散テ無益ノ業ニアラサルヘキヲ信シ茲ニ之レガ解釋一篇ヲ草スルコト、セリ其當否ハ素ヨリ保證スル所ニアラスト雖聊實務家ノ參考トナルアラハ亦以テ徒勞ニアラサルヲ悅ハスンハアラサルナリ

警察巡閱規則

警察ノ實効ヲ舉クルハ警察官其人ヲ待テ始メテ之レヲ希圖スヘキハ論スルマテモナキコトニシテ東京ニ於テ先ニ設ケラレタル警官練習所府縣ノ巡查教習所ノ如キ亦全ク此意ヲ擴充セルニ外ナラサルヘシ然レ

明ニスルヲ得ヘシ蓋警部長ハ本部ニ在テ警察ノ機關ヲ運轉スルモノナレハ其部下ノ各署各員ニ就テハ平素ノ舉止、勉否、執行務ノ寬嚴、注意ノ疎密、人民ニ對スル感情、法律規則實施ノ狀況、等ハ勿論常ニ之レヲ知り得ヘケレトモ机上ノ推究ハ實業ニ於テ大ニ齟齬ヲ生スルモノナレハ觀シテ各部ヲ巡閱シテ緩急便否ノ實況ヲ檢閱シ實テ以テ警察ノ活動ヲ謀リ進行ノ方針ヲ定ムヘキナリ從來ノ事實ニ照ラスニ警部長ノ各署ヲ巡視セルハ赴任後唯一度ノミニシテ其後曾テ親臨シタルコトナク數年勤仕ノ巡查ニシテ警部長ノ面ヲ見サルモノアリ或ハ時ニ警部長ノ管内ヲ巡視スルナキニアラスト雖唯親シク警察署ニ臨ミ其職務ヲ實視シタルニ過キスシテ本條掲ケル所ノ精神ヲ實行シタルモノアルヲ聞クコト甚罕ナリ斯クノ如クニシテ警察ノ實効ヲ収メント欲スルハ復タ難ヒ哉

第二條 巡閱ハ毎年四月五月ノ間ニ於テ東京ニ在テハ警察本署長其他ノ府縣ニ在テハ警部長ヲ以テ之ヲ施行セシムヘシ

本條ハ巡閱スヘキ時期ト其巡閱官ニハ何人ヲ以テ之レニ充ツルカヲ明ニスルモノニシテ各府縣一定ノ期節ニ於テ巡閱ヲ爲サシムルノ精神タルコトヲ推知ス

法令註解

トモ人各能アリ不能アリ或ハ司法警察ニ敏達ニシテ行政警察ニ遲疑ナルアリ或ハ文書ニ巧ニシテ實務ニ粗ナルモノアリ各其長技ノ一方ニ傾進スルハ屢々實例ヲ示ス所ナリ故ニ警察ノ各部果シテ能ク其事務ヲ整頓シ實効ノ見ルヘキモノアルヤ否、紀律廢弛シ服務怠慢ノ弊ナキヤ否、日常注意ノ點ニ於テ偏倚ノ傾ナキヤ否、等凡ソ警察官吏タル要素ノ缺備ハ實地ノ視察ニ依ルニアラサレハ之レヲ詳ニスルコト能ハサルモノアリ然リ而シテ其視察タル單ニ處務規程又ハ服務ノ勉否等ヲ外面ヨリ視察スルノミニテハ以テ其實効ヲ收ムル能ハス必スヤ各部ノ事物ニ就テ親シク之レヲ檢閱スル所ナカルヘカラス加之警察ノ事体ハ最モ統一ヲ要シ綱舉リ目張リ以テ全般一致ノ活動ヲ發達セシメサル可カラス是レ本則ノ制定セラレタル所以ナリ

第一條 本則ハ警察各部ニ於ケル紀律ノ張弛、服務ノ勤惰、處務ノ便否、其他法律命令實施ノ狀況ヲ視察シ警察ノ實効ヲ收メシムルカ爲メニ設ケルモノトス

本條ハ本則ヲ設クル所以ノモノハ何事ニ存スル歟ヲ列叙スルモノニシテ此條アリテ始メテ本則ノ要旨ヲ

ルニ足ルナリ毎年四月五月ノ間ト規定セラレタルハ警察ノ事タル活動變化極リナキモノニシテ數年間一二度ノ實地視察ニテハ迎モ警察機關ノ運轉ヲ圓滑敏捷ナラシムルコト能ハス故ニ毎年ト定メ即チ一度ハ必ス巡回檢閲ヲ行ハシムルノ旨趣ナリ其特ニ四月五月ノ間ト云フハ時期ノ最良ヲ撰ミタルモノニシテ甚適當ナリトス蓋會計年度ノ更始ハ四月ニシテ其月ヨリ本年度ニ屬スル百般ノ事業モ創始スヘク前年度ノ狀況モ詳悉スルヲ得ヘシ之レヲ換言スレハ本年度ニ於ケル警察上ノ行務方針ヲ指示シ前年度ニ於ケル事務ノ總括會計整理ノ狀況等ヲ監察スルノ便益アルヲ以テナリ然リ而シテ爰ニ云フ所ノ四月五月ノ間トアリハ四月若クハ五月ノ中ニ於テ巡閱ニ着手セハ其終リハ何月ニ了スルモノ可ナリト解釋スルハ不可ナリ既ニ前段ニ述ヘタル如ク四月ハ會計年度ノ始ニ方ヲ以テ成ルヘク四月ニ着手シ五月中ニハ必ス之レヲ終ルヘキモノトス何トナレハ條文ニハ巡閱ハ四月五月ノ間ニ於テ施行セシムヘシトアリテ着手スヘシト云ハス故ニ巡閱ハ此間ニ於テ之レヲ爲シ遂クヘシトノ意義タルコト論ヲ俟タサレハナリ」其巡閱官ヲ警視廳ニ在テハ警察本署長他ノ府縣ニ在テハ警部長トシ

タルハ至當ノ撰定ニシテ他ノ官吏ヲ以テ之レニ充ツ
ルトキハ竟ニ巡閱ノ實効ヲ奏スルコト能ハサルナリ
第三條 巡閱官ハ左ノ項目ニ就キ其方法ノ如何ヲ
査閱スヘキモノトス

巡閱ヲ行ハシムルノ要領ハ既ニ第一條ニ記載アリテ
精神ノ在ル所ハ明知シ得タリ然レトモ浩汎ナル警察
事務ニ對シ實地査閱ヲ施スヘキ項目ヲ示サ、ルトキ
ハ徒ラニ勞力ト時日トヲ費ヤスノミニシテ其効ヲ收
ムルコトハ却テ少ナキモノアリ故ニ本條ニ於テ査閱
スヘキ項目ヲ列記シ巡閱官ヲシテ據ル所アラシメタ
リ又本條列記スル所ノ二十項目ハ警察事務上重要ナ
ルモノ、ミチ擧ケタルモノニシテ巡閱官ノ眼力ヲ以
テ此他ノ事項ニ付キ査閱ヲ行ヒ又ハ其戒飾スヘキ事
件ハ之レヲ戒飾スルカ如キハ素ヨリ其所ナリトス

一 執行事務及其報告ノ方法

執行事務トハ文書計算治罪等ノ如キ内事ニアラサル
他ノ都テノ外事警察ニ屬スル事務ヲ總稱シタルモノ
ニシテ即チ行政警察及司法警察ノ實務ヲ包括シテ執
行事務トハ云フナリ故ニ此名目ノ内ニハ警察諸般ノ
事務ヲ網羅シタルヲ以テ本條第五項第六項第九項第
十七項第十八項第十九項第二十項ノ事項モ勿論含蓋

スルハ疑ナシ然ルニ斯ク別項ニ記載シアルモノハ同
一ノ事務中ニ就キ特別ニ注意ヲ要スヘキ事柄ナルヲ
以テ殊更ラニ之レヲ別掲シタルモノナリ而シテ此ノ
第一項ニ於ケル査閱ノ要領ハ諸般ノ執行事務ニ關シ
如何ナル順序方法ニ依テ之レヲ爲スヤ其順序方法ハ
果シテ正鵠ヲ得タルモノナルヤ、法律規則命令ニ背
反スル所ナキヤ、寬嚴適度ニ應シ各其宜ヲ得ルヤ、
緩慢ニ流レ時機ヲ誤マツノ虞ナキヤ、注意視察周到
ナルヤ、及ヒ人民ノ感情ノ如何等ヲ以テ最モ重ナル
モノトス此ノ數箇ノモノハ執行警察ニ於テ實ニ忽諸
ニ付スヘカラサル最大要件ニシテ之レヲ監査スルニ
ハ巡閱ヲ除テ他ニ其途ヲ求メントスト雖得ヘケンヤ
是レ本條項目ノ冒頭ニ置カレタル所以ナラン歟」執
行事務報告ノ事タル之レヲ冷淡ニ看過スレハ左迄重
要ナラサルカ如シ然レトモ老練ナル警察官ハ必ス其
重要ナルヲ了得セラル、ナラン夫レ警察ノ活動タル
ヤ一部局一二官吏ノ敏捷熟達ナルヲ以テ之レヲ希圖
スヘキニアラス必スヤ全般一致ノ貫通發作ニ依ラス
ンハ得テ實効ヲ收ムルコト難カルヘシ此貫通發作ノ
作用ヲ爲スモノハ確實敏捷ナル報告ヨリ善ナルハナ
シ譬ヘハ警察ノ報告ハ機械ノ油ノ如シ (以下圖出)